

令和 7 年 9 月 1 6 日
(火曜日)

令和 7 年 第 5 回幌延町議会 (定例会)
会議録 第 1 日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第1号 令和6年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第2号 令和6年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第3号 令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第4号 令和6年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第5号 令和6年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第6号 令和6年度幌延町簡易水道事業会計決算の認定について
- 12 認定第7号 令和6年度幌延町下水道事業会計決算の認定について
- 13 報告第1号 令和6年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について
- 14 報告第2号 令和6年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について
- 15 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 16 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 17 議案第1号 幌延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 19 議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 20 議案第4号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 21 議案第5号 宗谷公平委員会の共同設置に関する規約の変更について
- 13 議案第6号 令和7年度幌延町一般会計補正予算（第2号）
- 14 議案第7号 令和7年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第8号 令和7年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第9号 令和7年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- （散 会 宣 告）

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日 程 第 1 3	報 告 第 1 号
日 程 第 1		会議録署名議員の指名	〃 1 4	報 告 第 2 号
〃 2		会 期 の 決 定	〃 1 5	同 意 第 1 号
〃 3		諸 般 の 報 告	〃 1 6	同 意 第 2 号
〃 4		行 政 報 告	〃 1 7	議 案 第 1 号
〃 5		一 般 質 問	〃 1 8	議 案 第 2 号
		休 憩 宣 告	〃 1 9	議 案 第 3 号
		開 議 宣 告	〃 2 0	議 案 第 4 号
日 程 第 5		一 般 質 問	〃 2 1	議 案 第 5 号
		休 憩 宣 告	〃 2 2	議 案 第 6 号
		開 議 宣 告		休 憩 宣 告
日 程 第 6		認 定 第 1 号		開 議 宣 告
〃 7		認 定 第 2 号	日 程 第 2 3	議 案 第 7 号
〃 8		認 定 第 3 号	〃 2 4	議 案 第 8 号
〃 9		認 定 第 4 号	〃 2 5	議 案 第 9 号
〃 1 0		認 定 第 5 号		散 会 宣 言
〃 1 1		認 定 第 6 号		
〃 1 2		認 定 第 7 号		

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	伊 藤 一 男

総 務 企 画 課 長	早 坂 敦
総 務 企 画 課 参 事	山 本 基 継
住 民 生 活 課 長	伊 藤 崇
住民生活課地域対策担当課長	山 下 智 昭
保 健 福 祉 課 長	島 田 幸 司
産 業 建 設 課 長	角 山 隆 一
教 育 次 長	古 草 勝
国民健康保険診療所事務長	村 上 貴 紀
農業委員会事務局長	(角 山 隆 一)
選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)

総務企画課長補佐	渡 邊 智 民
総務企画課長補佐	梶 淳
保健福祉課長補佐	山 本 恵 美
認 定 こ ど も 園 長	鈴 木 由香里
産業建設課長補佐	新 野 貞 治
産業建設課長補佐	伊 山 英 貴
教 育 次 長 補 佐	田 村 浩 希
国民健康保険診療所事務次長	若 本 聡

総務企画課総務係長	原 田 太 喜
産業建設課上下水道係長	宮 下 勇 人

議会事務局出席者

事	務	局	長	岡	田	英	樹
書	記	係	長	藤	田	秀	紀

(10時00分開会)

議長 西澤裕之君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第5回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付されているとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において2番、佐藤忠志君、3番、深澤博幸君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日9月16日から18日までの3日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日9月16日から18日までの3日間に決定しました。

日程第3「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4「行政報告」を行います。

初めに一般行政について、報告を求めます。

町長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会9月定例会の開催に当たり、一般行政の執行状況について、御報告いたします。

8月17日、20日、26日と立て続けに発生した大雨により、町内で浸水被害等が発生しました。8月17日につきましては、1日当たりの降水量が140mm、1時間当たりでは最大38mmを記録し、雪印の近くを流れるパンケウブシ川が氾濫し、公営住宅栄町団地が床下浸水し、駅前交差点付近も道路冠水、一部の店舗が浸水しました。また、パンケウブシ川が増水したことにより、町道幌延1号線が決壊し、現在も片側通行が続いているほか、川の氾濫とは直接関係ありませんが、元町の民家1棟が床上浸水となりました。このような洪水の状況から、10時7分に浸水地域を対象に避難指示を発令し、幌延町役場に最大41名が避難しています。その後の調査により、町道及び林道において、崩落等による被災箇所が12か所確認されています。

次に8月20日につきましては、1日当たりの降水量が53mm、1時間当たりでは最大23.5mmを記録しました。事前に前回浸水した地域を対象に土のうを設置するなどの対応をとったこともあり、建物への重大な被害はありませんでした。ただ、その後の調査によ

り、新たに町道及び林道において崩落や倒木等の被災箇所が10か所程度認められました。

最後に8月26日につきましては、1日当たりの降水量が122mm、1時間当たりでは最大20.5mmを記録し、17日にも氾濫したパンケウブシ川が越水しましたが、幌延河川事務所へ出動要請した排水ポンプ車による対応により近隣住宅への浸水は防ぐことができました。ただ、今回の大雨では下沼地区への影響が大きかったため、2か所で住宅床上浸水が認められたほか、農地への冠水が広範囲にわたっている状況であり、現在、確認調査を進めているところです。

今回、立て続けに発生した大雨被害により、これまで経験しえなかった河川の氾濫や道路冠水、住宅や酪農舎への水害が発生し、改めて水害の恐ろしさを実感したところです。

この経験を基に大雨対策のみならず、災害全般における対策に注力していきたいと考えているところです。

そのほか、一般的事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第5回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます

議長 西 澤 裕 之 君

次に、教育行政について報告を求めます。

教育長 伊 藤 一 男 君

幌延町議会9月定例会の開催に当たり、教育行政の執行状況について、その概要を御報告いたします。

それでは、学校教育について申し上げます。

各学校とも1学期、夏休みを計画的に過ごし、子どもたち全員が元気に2学期の学校生活を送っております。また、義務教育学校の開設については、令和10年4月の開校に向け、検討部会や開校準備委員会等において様々な事項の検討を進めております。

次に、7月と8月に開催された中学校体育・文化連盟主催の全道大会への出場状況ですが、7月22日に室蘭市で開催された陸上大会の男子走り幅跳びに幌延中学校3年生の村元慧白さんが出場。7月26日に苫小牧市で開催された剣道大会の団体戦に幌延中学校2年生の藤門勇翔さん、小林暖也さん、1年生の杉本健瑠さんが出場。7月28日に岩見沢市で開催された柔道大会に幌延中学校2年生の西村歩乃さんが個人戦及び豊富中学校との合同チームによる団体戦にそれぞれ出場。7月31日から深川市と妹背牛町で開催されたバレーボール大会の女子の部に幌延中学校3年生の黒金帆乃香さん、寺本蘭さん、門田光環さん、2年生の高橋ゆいさん、1年生の秋山星華さん、鈴木友來さんが稚内東中学校・稚内南中学校との3校合同チームで出場。同じく、男子の部に幌延中学校3年生の清水隆臣さん、田村燈真さん、2年生の角山銀次朗さん、岡本倫太郎さん、谷口鳳騎さん、寺島一汰さんが稚内潮見が丘中学校を拠点校として出場し、3位入賞しております。なお、この大会で清水隆臣さんが優秀選手に選出されました。

7月19日から帯広市で開催された第42回全日本少年軟式野球大会エネオストーナメント北海道大会に幌延中学校3年生の早坂樹さん、2年生の伊藤良汰さん、1年生の金田光生さん、黒金瑠乃介さんが稚内東中学校・稚内南中学校・豊富中学校との4校合同チー

ムで出場しております。今後、益々の活躍を期待するところです。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育事業では、子どもの健全育成を目的としてチャレンジ教室、子ども朝活事業、水泳教室、水泳大会、町内子どもの集い・学校公演を例年どおり開催いたしました。

社会教育施設では、総合体育館トレーニングルームの機器更新を行い、町内・外の方に多くの御利用をいただいております。6月後半から8月にかけて開催された文化・スポーツの各種全道大会への出場状況ですが、少年団活動では剣道少年団が7月27日に札幌市で開催された第74回北海道少年剣道錬成大会及び第67回赤胴少年剣道錬成大会に、団体戦となる錬成大会には地区代表として幌延剣道スポーツ少年団が、個人戦である赤胴大会には地区代表として幌延小学校6年生の加藤蓮音さん、4年生の小林みわさんが出場しております。野球少年団は、稚内支部代表として、6月29日に稚内市で開催された高円宮賜杯第45回全日本学童軟式野球大会マクドナルドトーナメント北・北海道大会及び8月9日に北広島市で開催されたファイターズベースボール、チャンピオンシップ2025アンダー12、パワードバイ、ホンダに、それぞれ稚内チームの一員として出場しております。バレーボール少年団は、6月28日から名寄市で開催されたスミセイバイタリティーカップジェーブイエ第45回全日本バレーボール小学生大会北・北海道大会の女子の部に宗谷地区代表として幌延ウイングガールズが、8月23日から江別市で開催されたティーファイブカップ2025北海道大会では、女子の部に幌延ウイングガールズ、混合の部に幌延ジーライズが、8月1日から函館市で開催された第4回北海道ミニバスケットボールサマーフェスティバル、イン、ハコダテに幌延小学校4年生の櫻井大穂さんが稚内チームの一員として出場しております。

ピアノでは、8月31日に横浜市で開催された全国コンクール、アジアピアノコンペティション2025に幌延小学校2年生の松島心々奈さん、菅野琴羽さん、6年生の菅野彩圭さんが出場し、菅野琴羽さんが3位入賞しております。

中学生の野球では、8月13日から千歳市で開催された第45回全道中学生軟式野球大会に幌延中学校3年生の早坂樹さん、2年生の伊藤良汰さん、1年生の金田光生さんが宗谷選抜チームの一員として出場しております。

中学生のバレーボールでは、幌延中学校3年生の清水隆臣さんがジェーオーシー、ジュニアオリンピックカップ第39回全国都道府県対抗中学バレーボール大会の北海道代表メンバー12名の中に選出され、12月25日から大阪市で開催される全国大会に出場されます。今後、益々の活躍を期待するところです。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

以上をもって行政報告を終わります。

日程第5「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

なお、質問は通告の範囲内をお願いします。

5 番 植 村 敦 君

通告者、植村敦。

鳥獣対策の保護管理法改正施行についてお伺いします。

鳥獣対策の保護管理法が今月より改正施行されておりますが、町としてクマ緊急銃猟に対する対応を伺います。

近年、クマによる農作物の食害や市街地侵入などの報道が非常に増えています。また、全国各地でのクマによる人的被害が多発する状況を重視して、この度の緊急銃猟が可能となる改正鳥獣保護管理法が施行されたと認識しています。

私たちの町も、この件に関しては他人事ではない状況に置かれているのではないのでしょうか。幌延町猟友会会員の中には、この度の法改正に不安を抱く人もいると聞いております。

以上のことから、町長として、どのように幌延町の猟友会とコミュニケーションを取りながら、クマ緊急銃猟の判断をして、猟銃による発砲要請をし、許可していくのか、特に以下の点について伺います。

一つ、緊急銃猟を定めた改正鳥獣保護管理法の内容と発動時の体制はどのようなものかを伺います。

2. 幌延町猟友会や関係機関を含めた研修会及び実地訓練は不可欠と考えますが、どのように実施していくのかを伺います。

3. 現時点では、出動要請をされたハンターに対する身分保障が明確ではなく、北海道猟友会としても懸念をしています。この件に関して町長の考えを伺います。

4. 猟銃保有資格者の育成支援が急務になっていると思いますが、その対策を伺います。次に、生活環境の向上対策について伺います。

生活環境の向上対策として、特に熱中症対策について伺います。

以前の北海道では、熱中症対策は必要ないと考えられていましたが、このところの夏場の猛暑は身の危険を感じる日がずいぶん増えてきたように思われます。令和5年度には各学校にスポットクーラーが設置され、今年度はこども園、保育所に冷房施設が設置されました。町内住民も高齢化率が上がり、また、一人暮らしの高齢者も増えています。この際、町民の生活向上と室内での熱中症対策に関して、個人でのクーラー購入設置に関する支援が望まれますが、何か良い対策がないのか伺います。また、近年では公共施設での冷房設備設置が常識となりつつあります。役場庁舎にも冷房設備設置を望む声が多くあると聞いています。職員の職場環境改善や災害時避難所等を考えると、早期の設置が望まれますが、町長としての考え方を伺います。

町 長 野々村 仁 君

植村議員の御質問にお答えします。

1 問目の改正鳥獣保護管理法に関する御質問ですが、1 点目の改正鳥獣保護管理法の内容及び発動時の体制については、令和7年9月1日から施行された、改正鳥獣保護管理法に基づき、緊急銃猟制度が新たに創設され、危険鳥獣に指定されたクマやイノシシ等が住

宅地などに出没した際、危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、危険鳥獣による人の生命及び身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、猟銃以外の方法では的確かつ迅速に危険な鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、避難等によって地域住民等に弾丸が到達する恐れがない場合には、市町村長の判断により、特例的に銃器を用いた緊急対応を実施できる内容となっております。

発動体制につきましては、市町村長が状況を判断の上、熟練した猟銃保有者に銃猟を委託、要請する形となりますが、その際には安全確保措置を講じる際の支援や指揮命令への技術的助言等について、北海道から応援を受けることが可能となっております。

本町におきましても、ヒグマの出没件数は増加傾向にあり、令和6年度実績で23件、今年度もこれまでに15件の出没を確認しているところであります。幸いにも、人身被害は発生しておりませんが、万が一の事態に備えた体制の構築は急務であると認識しております。

緊急銃猟については、今後、環境省や北海道をはじめ、近隣市町村との情報収集及び共有はもちろんのこと、猟友会等関係機関との協議を重ね、研修や契約内容の明確化及び補償体制の確立など、包括的な運用体制を十分に確立した上で実施の選択肢を持つことが望ましいと考えております。

次に、2点目の猟友会や関係機関を含めた研修会及び実地訓練の実施については、緊急銃猟の安全かつ効果的な実施に当たり必要不可欠であると認識しておりますので、地域の実情に即した効果的な研修及び訓練の実施について、関係各所の御意見を伺いつつ、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目のハンターの身分保障については、議員御指摘のとおり、緊急銃猟の出動要請に際して、関係者の身分保障が明確でないとの懸念があるかと思います。

緊急銃猟は、地域住民の安全確保には必要な制度であります。その実施に当たっては出動いただく猟友会、捕獲者の協力が不可欠となります。しかしながら、現行制度の施行直後であることから、出動した捕獲者に対する法的責任や身分保障に関する事例について読み取ることが難しい状況にあり、これらの課題について補完する制度を整備することが必要であると認識をしております。

次に、4点目、猟銃保有資格者の育成支援については、令和6年度に地域の実情に応じた独自の担い手支援制度を設け、狩猟免許取得に係る経費の一部を支援することにより、地域の猟銃保有資格者の育成と担い手確保に努めているところですが、緊急銃猟制度の円滑な運用を図る必要があり、研修や実地訓練に要する経費など、多面的な支援制度についても考究していく必要があると認識しております。

2問目の生活環境の向上対策に関する御質問ですが、1点目の個人でのクーラー購入設置に関する支援については、議員御指摘のとおり、本町におきましても、近年、夏場の気温が平均と比較して2度から3度上昇しており、熱中症対策が必要な状況になってきていると認識しています。このような状況の中、健康維持の観点からも個人でのクーラー設置に対する支援については妥当なものであると考えていることから、制度の実施に向けて内部で検討していきたいと考えています。また、併せて夏の暑さを避けるために無料で利用

可能な場所、いわゆるクーリングシェルター等の指定についても検討を進めたいと考えています。

次に、２点目の役場庁舎への冷房設備設置については、公共施設につきましては、これまでも小中学校やこども園、保育所、診療所など、体力面を考慮した優先順位により、各種施設に冷房施設を設置してきたところです。また今後、建設を予定している小中一貫校や多世代交流施設におきましても、冷房施設を設置する予定としており、町民の皆さんが利用する機会の多い施設を中心に設置を進めていくことと考えています。

役場庁舎につきましては、施設の広さや電力の問題などがあり、全面的な改修をするとなると、かなり高額な費用を要することが想定されますが、議員御指摘のとおり、避難所としての機能も考えなければならないことから、今後はスポット的な冷房施設の設置や、現在の設備を活用した冷却方法なども考慮しながら検討していきたいと考えています。

5 番 植 村 敦 君

まず改正鳥獣保護管理法、改正になった管理法について、再度御質問させていただきます。

新聞等々では盛んに今月から発布された、この改正方法に関して記事が載っておりますけれども、中身をこう精査していくと、なかなか小さい自治体でこれを運用していくというのは非常に難しいものがあるんじゃないかというような記事が目立っております。

私も、この内容からいくと、本当に大変な作業になるのだろうなというふうな予想がついております。ちょっと分からないことを２、３個お伺いしますけれども、この改正鳥獣保護管理法の緊急銃猟を発動するに当たっての条件、四つの条件というのが言われておりますけれども、一つは市街地周辺に侵入してきた恐れのある場合又は発砲以外で迅速な駆除が困難な場合とかっていうことがうたわれてますけれども、四つの方法と言われてます。そのほかの二つってというのはどういうときに、この緊急銃猟が認められるのか、まず伺います。

町 長 野々村 仁 君

申し訳ございません。私も今勉強中なんで、それぞれ、なかなか、今議員がおっしゃられたとおり、すごく難しいシステムでありまして、読み解くのにもなかなか難しい感じがしております。

取りあえず、御質問があった四つの方法、生命身体への危険防止のための緊急的な対応、それから、銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲が困難な場合。住民に弾丸が到達する恐れがない場合、市町村長が捕獲者に委託をする又は市町村長には権限を付与しての行動、この四つは法的措置の位置付けとなっております。

5 番 植 村 敦 君

分かりました。

なかなか新聞では二つぐらいまで、それが一番重要なことなんだろうなというふうに思っていますけれども、四つの方法っていうことを書かれると、ほかの二つは何なんだろうなというふうな気もして、今質問させていただきました。

町長がおっしゃられたことが危惧される場合又はそういう現実起きた場合に町長の権

限でこれを発令できるんだということでございます。

なかなか、この発令するに当たってもただ発令すればいいというものではなくて、やはり、いろんな体制を整えてからでないと、これは発令しても機能しないということが起きるのかなというふうな懸念を持っております。例えば、場所によっては住民の避難誘導又は交通規制、それから現地の指揮権を持つ本部、それから役場での対応、対策室というような機能を速やかに設置して実行していかなければならないというふうに思いますけども、これは9月に発令されたばかりなんで、まだ、そのような形の中でのマニュアル化っていうのはできていないと思うんですけども、今後、そういうものをきちっとマニュアル化していかないと、少ない職員での対応というのは非常に困難になるのかなという気がしますけども、町長はどう考えていますか。

町 長 野々村 仁 君

簡単に安全確保という部分に関して、一口で言えば簡単な話なんですけども、それぞれ、今言われたとおり、これを委託するに当たって、安全を確保するために、指定区域をきちんと決めること、指定区域を決めた中で、もしか住宅等に侵入した場合に、そういう緊急特別銃猟特例法が実行できるという条件になっています。その辺ちよろちよろ歩いてるからとかの話ではないということであって、まずはそういうルール作り、私らもずっと施行されるまでも、こういうガイドラインを一応読ましてもらっても、なかなか理解し得ないようなことが結構多いんですね。だから、今般も道議会でもお話をし、質問にも上がって、知事が答弁しているとおおり、地域にそれぞれ回ってきちんと概略説明をし、実施に当たっての推進をしていくというお話のとおり、きちんと説明を受けてからでないと、なかなか、ここっていうのは難しいかなと思っていますし、一長一短、市町村長にその権限を与えるっていうの、ハンターにもどんな処罰が来るって書いてないんですけど、市町村長にその任を全部預けるという、この決め方自体が、どういうことなのかということ自体もよくお聞きをしながら今後進めていかなければならないですし、ガイドラインの中では、もう本当にそれぞれ銃を持つ方の育成、または、こういう方を指定、委託をする場合には、年2回以上のクレー射撃をすることとか、いろんな法的、講習を受けることとかっていう、すごい負担の掛かることが書かれているということが、果たして本当に委託して、うんと言ってもらえるのかどうかっていうこと自体が難しいですし、特にうちの場合はライフルを持っている方が2、3名と少ない中で、少なく見ても2人以上の人間が出ないと対策に出られないということを鑑みると、なかなか人数、やっぱり、先ほど支援の関係もお話ししましたが、そういう支援で新たに作っていても、ライフルを持てるまでの10年間というのは、後継者がなかなか育たないという、今一生懸命要請してるのは10年ではなくてということで各地で起きてますけど、結局そういうことなんです。補助する人たちもいないということ。だから、なかなか、そこは難しいということで、我々も、この9月29日に北海道、振興局も含めて、それぞれの猟友会皆さんとの説明会が多分あろうと聞いていますから、そういうことを皮切りに、どのようなことが我々にできるかということと本当にこれをきちんと全部やっていくのか、我々の地域にそれが必要なことかどうかということも猟友会の皆さんとお話をしながら前へ進めていく選択の一つだなと思っ

てます。

今ある制度をもう少し上げて、負担のない形でやってもらうということも考えながら、どうすることが一番この地域、この場所にふさわしいのかということを考えながら、議論していければと思っています。

5 番 植 村 敦 君

全く町長の言うとおりで私も思っております。

2点目で特に伺った研修会及び実地訓練、これをやっぱり常日頃から想定した中で訓練をしていかないと、もう急に声かけて、頼むってということにはならないのかなと。

特に私懸念するのは、天塩警察署関係への協力が本当に全面的にこれ発令したときに得られて行動できるのかなっていうのを私は心配しています。

先般の水害の際にも、道路誘導、町長自ら誘導した、しかし、なかなか誘導に従ってくれないんだよなってというような話も聞かされました。そういうことを考えると、やはり、この警察の協力というのが不可欠だというふうに思っております。

聞くとところによりますと、宗谷管内では稚内市が、一度そういった猟友会の会員を集めての研修会を開いているというような話も聞いております。まだ、天塩署管内はそういった動きがないようですけれども、やはり、そういう面では必要不可欠な関係機関でないかなと思っていますけれども、町長どうでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

まさしくそのとおりだと思います。

ここはもう官民挙げての総力戦に多分この発動ってなることだと思っていますし、どこが一生懸命やったからこううまくいくじゃなくて、安全対策、住民に銃弾の当たらないようにって、そういうところから見ると、まず避難をしてもらう誘導作戦から始まって、全てのことをきちっとやっていかなければならないということでございますので、これはもう警察の皆さんにも御尽力をいただきながら、それぞれ、今度の29日のそういう説明会のときも天塩警察署も町の担当者も猟友会の皆さんも振興局も、それぞれ全員集まった中でこの説明会を開かれるということでございますので、我々としても、天塩警察署も含めてお願いをしていきながら、その対策には、もしかこういう行動になるときはお願いをしなければならないし、まだ皆さんと議論しながら、どういう、この近隣も含めてですけれども、我々の地域でそれが本当に必要かどうかも見極めてやっていかないと、本当にその責任を持って委託したハンターが動いてくれるのかということ自体がものすごく危惧するところです。特にうちみたいに二人、三人しかいないところでは、もう絶対になかなか、その方々だけに任せていただいて、サブとして地域を安全対策とかいろんな形で猟友会の皆さんにもお手伝いをいただきながらやっていただこうと思っていますけれども、結局、何かの用事でいなかったり、何かの用事でどうだったりということであれば、この二人、三人というところのパイっていうのは相当厳しいものがあって、さあ実行するかということ自体では、対応もなかなか難しいことだと思っていますし、それこそ委託をするって書いていてだけで、全般のような話になって免許が取上げられるとか、使い方悪かったとかっていう批判を受ける、受けないっていうのも何も書いてないんですね、この今回のガイ

ドブックにも。私らの町村長に責任を負うことがやっぱりあるということでありますので、責任は私らがその分では負わなければならないというのはよく分かるけど、免許を持っている方はドライバーと同じように何かの事故が起きたときは、やっぱり、また何かこういうことであればということをや何かきちっと明確な形でそこには及ばないみたいなのが書かれてればまだいいんですけども、その辺も含めて、いろんな説明会を聞きながら、また、近隣町村の今後の動向を見ながら、我々の地域で本当にこれがいいのか、いや、いろんな補助事業ですから、メニューいっぱいあって、いろんなことができるということだから、すごく有利は有利なんですけど、それに関して本当にこういうこと自体が、この地域で必要なかどうかも含めて皆さんと猟友会の皆さんとも相談をしながら、今後、この説明会終わった後に、るる、御説明をしながら進めていきたいと、このように考えています。

5 番 植 村 敦 君

町長の言うとおりで、特に出動を依頼した猟友会の会員の方のそういった万が一の事故のときの身分保障というのが全くないということが猟友会の会員の中でも現時点では非常に危惧されているのが現状だと思います。

また、2、3日前ですか、警視庁の発表の中で、一切の責任は基本的には猟銃要請をした、何か事故あったときには責任を負わせないとするというようなことをうたっておりますけども、これだって、きちっと法的な整備されないと、ただ言いっ放しで責任逃れというような、警察も入ってやった事故でないかというのを責任逃れというようなことになるのを避けるための発言なのかなというふうに私はそういうふうな感じで受けました。

やはり、そこら辺は町長の言うとおりで、今後、これを発令するに当たっての大きな課題になろうかなというふうに私も思っております。ましてや、先ほど町長何度も言われるように、うちの町の猟友会の会員数、ましてやライフルの所有者数が本当に私の聞いたところでは、確か3名だと思います。そのうち1名は勤め人というようなことで、びっちり日中それに張りついているっていうことはできないような状況の中であると。最低でも2名の猟銃会員が必要だという中では、一人が都合悪い、いや具合悪いってことになったらこれは全然、我が町の猟友会には発令できないと、出動を要請できないというようなことになるのかなということで、非常に万が一の時の態勢に対しては危惧をしております。

そんな関係で、本当に今、先ほど町長も言われたように、猟銃の保有資格を取って10年という年数を踏まないでライフルを持てない。そして、その中でも、2年間、猟の実績がないと一生懸命取った資格が取り消されるというようなことも聞いております。非常に厳しいその規制の中で、当然殺傷能力のあるものを所有するということですので、厳しくあるべきだというのは分かるんですけども、この状況の中で資格者を増やしていくというのは非常に大変なことじゃないかなと。

先ほど町長、うちの町ではそういった資格を取るために一部助成していますということをおっしゃいましたが、私もそれは承知しております。しかしながら、免許を取っただけではお話にならなくて、毎年、先ほど町長も言われたように、年に1回とか2回、散弾ですと1回ですか、ライフルですと2回ですか、講習というか実地に行ってクレーン射撃等々をやらねえといけねえ。それもすぐ近くにあるんなら大したことないんですけども、

散弾は稚内にそういった場所があるみたいで、ライフルとなると旭川まで行かないとそういう場所が無い。その辺の旅費から、そして行って会場使用料を払って一発千円の弾を打つということになると、本当に持ってるだけでもかなりの経費が掛かるということも私はなかなか持ちづらくしている要因の一つかなというふうに思ってます。

できることであれば、猟銃の保有資格者に対する全面的な、資格を取ってきましたよと、取りに行きますよというときには、やっぱり全面的な町として助成をしていくという姿勢が今後必要でないのかなと。なかなか、そうでないと一般人がそれをあえて取りに行くってということにはなかなか今の時点ではならないのかなと。下手すると、そんなんだったら、職員取りに行っていよいよなんていう話が出かねやしないような状況にまでなっているということですので、ぜひ、そういった面、また、年間のそういった資格を維持するための経費等々を何とか助成できないかなと。できないのであれば、町が毎年、猟友会に委託している罾の見回りだとか、そういった猟銃の見回り、鹿とかクマあたりの年に何回かやるようですけども、その出動をするための経費が、私の聞いてるところでは確かに2千円が支払われるというような話を聞いていますけども、間違っていたら訂正してください。その額では、やはり、今言ったような経費を補うなんていうことにはならないんじゃないかなというふうに思っております。

そういったことも含めて、今後、ハンターの養成、育成に関しては、ますます力を入れてやっていかないと、それこそ1日、何十万も払って都会からプロのハンターを呼んできて従事させなきゃならないなんていうこともおきかねしないのかなというふうな懸念をしますんで、そこら辺の町長のお考えを改めてもう一度聞いて、この銃猟に関する質問は終わらせたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ、この改正法に基づく、こういうふうな取組みをするとすると、今議員がおっしゃられたとおり、そういうようなことで、いろんな形でサポートをしないと、束縛されること、また、訓練される回数、講習受ける、いろんな、それは義務的な話ですからガイドラインの中で、今までと違ってそれを率先して、皆さんの個人的に狩猟をする人たちが維持するために、それは趣味としてやってる中の一部をお借りして我々もお手伝いをいただいた中で謝礼をするという形で今まで来たという、そういう形では、この改正法にのっかってやろうとすると、そういうことの考えも持っていかなければならないんだと私も感じております。ただ、今の時点で、この方法でやるのが本当にこの地域によってベターなのかどうか。または、この出沒の件数的なもの、または住居にガラスを割って入るぐらいの突発的なそういう猛獣がいるかないかにもよるかもしれませんが、それもやっぱり生活環境の一つの中であるんだろうと思っています。最近よく言われているのが、それぞれ食料残渣物のところから始まって、家に寄り、それぞれ、その周りでの家庭菜園のおいしいものを食べる、果樹を食べるところから、だんだんと、その恐怖心が無くなってきたゆえにそういうことが起きるのっていう、一部の中ではそう見られてる方々もいられるということで、我々も生ごみの処理の仕方だったりなんなりということで町におびき寄せない、そういう方法を少しでも皆さんと考えながら、少しでも住居に近寄らないそう

いう対策も早急にできる話ですから、そういうことも、改善も含めてやっていくべきことだと思っています。

まさしく、今までやってきてもらったのは、もう本当にそういう形で、それぞれの皆さんのボランティア的な意識でそれぞれをやって処理をしていただいていたところもございます。そういう中で維持も大変だし、ライフルを持てる、持てないっていう自体がそういうことに起因してるかどうかっていうのは別としても、なかなか散弾から入りながら、10年間を経過しながら継続をして狩猟をしていく人たちがやっぱり、ことのほか、昔と違って少なくなってきたらというので、10年経過する前に手放したり、先ほど言われた本当に狩猟しないということ自体で、持ってることで免許の更新だけではできないということが、元からの決まりでもございますから、そういうことで活動が無かったらそのまま無くなるということでもございますので、それぞれ、そういうことばかりではないにしても、今のあることが本当に適正なのかということも猟友会と御相談をしながら、そういうこと自体で負担の掛からないやり方で、これまでやってきたこと自体で猟友会の皆さんが一生懸命取り組んでクマの駆除もずっとしていただいていますので、そういうやり方でいいのであれば、そういうところも少しは色んな形で猟友会の皆さんと相談をしながら維持ができるような体制作りがどういうことなのかということも議論してまいりたいと思っています。

5 番 植 村 敦 君

よく分かりました。

大変難しい管理法の改正だというふうに認識しておりますので、何せ相手は動く動物なんで、出ました、やられましたって言って、現状維持で待っててくれればいいんですけども、それから態勢を整えて時間を一日、二日掛けてというようなことになると、もう期を逃してしまうというようなことも懸念しております。ぜひ今後、各関係機関又は道ときちっとその辺も協議しながら、うちらみたい小さな町でも発動ができるのか、発動をしたときにはどうすればいいのかといった、きちっとしたマニュアルの作成と猟友会との丁寧なコミュニケーションをお願いして、この1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問ですけれども、クーラーの設置というか冷却機の設置のお願いでございます。

お願いというか、やはり今、本当に近年、晴れるとなると、とんでもない気温の高い日が続いたり、雨が降るととんでもない量の雨が降ったりという、まさに気象の変動期に入ってきてるのかなというようなことで、非常に年寄りに言わしても、そんな経験ないよというような気象状況になってきております。

そんな意味で少しでも生活環境を良くする為にというふうに私思いまして、もし、これからクーラーの設置、又はクーラーの入れ替え等々を考えている家庭の方に何かそういったことで、町としてお手伝いできることがないのかなというふうな思いで今回質問させていただきました。

何かないかっていうだけでは、これは私も無責任だなと思ひまして、あえて文章にはしなかったんですけども、今持家住宅等々の制度がありますし、リフォームの活用制度もあ

ります。どうか、その辺の兼ね合いで、このクーラーの設置もその中でできるのではないのかなというような気もしていますけども、町長どうお考えですか。

町 長 野々村 仁 君

本当に大切な生活環境の一部だと私も認識はしてございます。ただ、高齢者、一人住まいの方々、それぞれが何%、何十%の補助金をもらいながら、そのコストを掛けてこれからエアコンを本格的に付けるかとかっていう話になると相当な負担の重いものになるのかなという気がしています。で、安価な、それこそ学校にも付けたようなスポットクーラーというのも一つは協議している中でもあったんですけども、やっぱり、そこってというのは、いちいち窓の排気、吸気又は水、今ないやつもあるんですね、小さい水が出ない、水蒸気にして戻してしまうというのものもあるんですけども、そうすると冷却力がどのくらいあるのかっていうのも、そうすると、どっちにしても外したり取付けたり、その手間が高齢者によってできるかできないかの負担になるんじゃないかとかって考えていく。

いち早く、一番できるのがクーリングシェルターということで、今、北海道の中でもよく新聞で皆さんが連携協定結んだというのを読まれているかと思いますが、それぞれ、そういうエアコンの付いたスペースの広い所に来ていただいて涼んでもらっていいですよということでやっているという、そういう実例もございます。その部分だと、即座にその費用とかへちまを考えなくても暑い日、大体二十日間か30日、長くて30日もあるかないかというその期間を避難していただければいいような形で早急にできることはここが一番早いかなと考えてもございます。

設置に関して、まだ、これからも内部の方で協議をしたり、今の例題で言われたみたいには、そういうリフォームや何かと同じような考えでいいということですけども、そこには、やはり、それぞれの費用の部分としては、やっぱり、多額な費用、一部しかない、室内機と室外機がある割の面積の割にしたら高額な話ですから、そこがその半分持つと言っても相当な、国民年金、基礎年金しかいただけないところは、多分1か月分もらった分でも足りない話になっちゃうんじゃないかって、そんなふうに考えると、その負担も補助金があるからとかでいいかということも含めて、今後ちょっと、それぞれ、皆さんにも、いろんな提案を頂きながら議論させていただいて、まず率先できることは、このクーリングシェルター、今、それぞれ、全道で7月現在でも57市町村がこのシェルターを使って、高齢者の避難場所にして一個、一個対策を練っていくっていうのはなかなか難しいことですけども、そういう避難をさせられる場所っていうのを作って、まず当面的に回避をしているというところもございますので、もう今、我々のところではもうこんだけ涼しくなってきましたけど、まだ本州の方では30度を超えて高温のままだということでございますので、今後、この冬に掛けてでも、ちょっと議論を進めて、来年度に向けて、まずはクーリングシェルターはどこかで、我々持ってる施設もそうですけども、民間も数多く、近間に作るためにも数多く、こういうシェルター的な所を確保してできればなというのが一番手取り早い話ですので、そしてその次に、このエアコン措置するんなら、どういう形でどうするかということを議論していければと思っています。

5 番 植 村 敦 君

分かりました。

できるだけ即急に、来年度に向けて、もしできるのであれば、この事業を動かしてもらいたいというふうに私は思っております。

また、この庁舎の冷房施設に関しては、町長1回目の答弁で、室内の面積的にもかなりな高額な改修費用になりますということ、私もそう思います。大きい費用が掛かるというふうにも思います。ただ、それでもやはり、今ここで働いてる職員だとか庁舎を訪れる町民の人がいっぱい出入りする所というのは、なるべく早くに、冷房施設のことを進めてもらいたいというふうに思っております。

一部には、今小中一貫校が進められている、その際には今使われている小中一貫校で使われているスポットクーラーを役場に持ち込んでそれを活用できないかなんていう話も聞きますけども、町長やはりそのような考え方をしているのか、その辺も含めて伺います。

町 長 野々村 仁 君

まだ、この年数のある中でその先を見越した、そういう話というのは私の口からは出てないと思ってます。どなたがそういう良いアイデアを持ったのか分かりませんが、私自身はそういう発信はしてございません。

ただ、先ほども申したとおり、避難所開設をするにしても何にしても今回も40名、暖かいときに集まっていた。やっぱ環境的に悪いんで、我々のこういう大きな施設ですと、ああいうスポットクーラーで場所、部屋が決まってる場所だったら効果的にあるし、職員も付いて、その手入れ、外したり付けたりっていうこともできるということで、そういうところの避難所にするスペース自体はそういうスポット的なことでもということで先ほど一答目でお答えをさせていただいたところでもございます。

そして、更には空調機がございまして、そういう空調機が今どうにかならんかということで、今プロの方々も含めてどういう形かを、本当のエアコンを付けるってのは、これもう本当にとんでもない額の話になってしまうということを考えれば、そういう空調関係でそれ以上の温度が上がらないという設定温度でもいいですから、下がってくれる空調施設をたった1か月何とかそういう形ででもできればいいかなということで御相談をしているところでもございますので、それぞれ、避難所、そのスペースごと、この庁舎に関してはスペースごとに必要な箇所にはそういうスポット的な冷やすこと自体は可能なことだと私自身は考えてございまして、スポット的という発言をさせていただいたということでもあります。そこが余ってくるからこっちへ持って来ればいいとかっていうのは、私の口からはあまり出ておりませんので、御了承頂ければと思っています。

議 長 西 澤 裕 之 君

残り10分を切っております。

5 番 植 村 敦 君

分かりました。

それも一案かなというふうに私も思いましたんで、あえて言わせてもらいました。

付けて設置して何年も使わないで廃棄するということになるのも、もったいない話だな

という。それらも併せて、冷却、冷房施設を役場の中に設置していけば結構安く上がるのかなというような気もしたもんですから、あえて言わしていただきました。

町長の答弁でもあるように、クーリングシェルターというような施設を何箇所か限定して、町民の方に、うちにいてもとても辛いよというときには、そこに来て涼んでもらえるような場所を指定していくという考え方、私も賛成いたします。是非とも、そういったこれからできる施設も含めて、そういった場所、数箇所作っていただいて、少しでも町民の方が安らかに日常送れるような夏場の対策に寄与してほしいなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

町 長 野々村 仁 君
ありがとうございます。

別段悪いことではなくていいアイデアだと、今ふと、先ほど言われたこと自体も、頭の中に入れさせていただきます。

先ほどのクーリングシェルターの件ですけれども訂正をさせてください。

５７と言いましたけど７８市町村であります。

７８市町村のほかに、暑さをしのぐだけの施設ということで指定をしているのが５７施設ということで訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、５番、植村敦君の質問を終わります。

次の質問を行います。

３ 番 深 澤 博 幸 君

通告によりまして、一般質問を行います。

受付順、２番、深澤です。

１問目は、幌延町地図情報更新事業について、昨年度より実施されている地図情報更新事業について伺います。

１．現在の進捗状況は。

２．事業内容はどのようなものか。

３．更新としているが、この事業はいつから始まったのか、また何年ごとに更新するのか決まっているのか。

４．今年度、２，５３３万３千円予算計上しているが、３か年の総額は幾らか。また、国の補助金はないのか伺います。

次に、字幌区域の変更についてでございます。

町内住所は、昭和３４年４月１日施行以来、現在のような呼び名で経過しております。

その中に、字幌区域が存在しており、町内広範囲にも点在しており、分かりにくさ、不便、イメージダウンがあります。

そこで伺います。

１．字名区域と町内会区域をどのように区分されているのか。

２．過去において、書類、文書等の誤配、返送のトラブルはなかったのか。

3. 将来に向けて変更、改善する考えはないのか伺います。

以上でございます。

農業委員会事務局長 角 山 隆 一 君

深澤議員の幌延町地図情報更新事業に関する御質問にお答えします。

1 点目の事業進捗状況に係る御質問、2 点目の事業内容に係る御質問については、関連がありますので併せてお答えいたします。

まず先に事業全体の内容についてお答えいたします。

幌延町地図情報システムにつきましては、平成12年度及び翌平成13年度で初期整備を行い、その後、平成26年度から平成28年度にかけて一度情報更新を行い、現在運用しておりますが、バイパスや送電網の整備、土地利用の変更等、その後の情勢を反映させることを目的に改めて3か年計画により情報更新を行おうとするもので、実施1年目は幌延町全域の航空写真撮影及びオルソ画像作成、2年目は幌延町全域の地形図作成、3年目は幌延及び問寒別市街の航空写真撮影及びオルソ画像の作成と地形図作成及びハードウェアの更新について、3か年での実施を予定しております。

次に、現在の地図情報更新事業に係る進捗状況ですが、3か年計画の1年目、令和6年度には撮影が可能となる天候条件等が整った令和6年9月6日に幌延町全域の航空写真撮影を行い、その撮影画像を基に、ひずみ等について調整し、位置、面積及び距離を正確に計測することが可能となるデジタル化したオルソ画像の作成作業を予定どおり終えております。

2年目の令和7年度につきましては、令和6年度に撮影した航空写真を基に、標高や土地の起伏について、等高線を用いて詳細に表現した地形図の作成を予定しており、本年11月30日、業務完了に向け、現在順調に作成作業が進んでいる状況です。

3点目の本事業の開始年度に関する御質問ですが、本システムにつきましては、本町の地籍調査完了を見越し、平成12年度及び翌平成13年度に初期整備を行い、運用を開始しております。

更新時期は明確には定めておりませんが、その後の土地利用等に係る情勢変化を反映するため、平成26年度から平成28年度の3年間、3か年で1回目の更新を行いました。前回更新から10年が経過すること等を踏まえ、この度、更新事業を進めております。

4点目の本事業に係る総事業費及び財源に関する質問ですが、本事業に係る総事業費につきましては、1年目が1,856万8千円、2年目が2,431万円、3年目が2,330万円で、現時点での総事業費は6,617万8千円を見込んでおります。

事業費に関する財源につきましては、該当する補助金メニューがないことから、事業費は一般財源で賄っている状況です。

町 長 野々村 仁 君

深澤議員の字幌延区域の変更に関する御質問にお答えします。

1点目の字名区域と町内区域をどのように区別されているのかについては、字名の区域と町内会区域については明確な関連性はなく、字名から町内会を特定することはできないのが現状です。

字名の区域は、幌延町が昭和34年当時、告示により設定されており、一方、町内会区域は当時どのような経緯で設定されたかまでは分かりませんが、図面上において区域が示され、各自治会において把握し、区分されているところです。

2点目の過去において書類文書等の誤配、返送のトラブルはなかったかについては、字幌延が広域であることに起因するトラブル等はないものと認識しています。

3点目の将来に向けて変更、改善する考えはないのかについては、字名を変更することに関しまして、個人の財産や戸籍、住民登録等影響が多岐にわたることから、社会的影響と効果を十分に検討し、慎重に行わなければなりません。これまで字名に関する御意見等が寄せられたことはなく、今後変更する考えはありませんが、町民からの声が大きくなった際には検討したいと思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に農業委員会の事務局長が答弁されましたけど、これ、農業委員会の所管であり、管理も農業委員会ですと理解してよろしいですか。

農業委員会事務局長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですけれども、議員おっしゃるとおり、現在、農業委員会の所管事務ということでこのシステムを利用しております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

それでは、今確認したところで、再度質問いたします。

答弁にもありました2000年から2か年で整備を行ってますよね、最初は。このときに2年。で、26年から28年、2014年、このときは2回目の更新を行っています。

実際に更新というものは、初回で作ったものにある程度データ処理されて、それが変更になったから新たに更新するという意味ですよ。全て新しくするっていう理解でよろしいですか。

農業委員会事務局長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問でございますけれども、新たに写真を全て撮り直すというような作業を行いますので、更新ということは、今表示している映像、画像について全て更新するというような作業内容となっております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

全てということで、先ほど今の航空写真のことも答弁で伺いましたが、この3か年でやるっていう計画は、何でその3か年なの。1年で短縮できないんですか、この事業。

今言った飛行機飛ばすのに1日かそのぐらいで終わってるんです、これ。先ほどの答弁書にあると。で、今年の方は11月にほとんどこちらの分は終わってる。これ、新年度までの空白の期間もあるわけですよ。それを短縮して1年でできなかったんですか、これ。何で3年なのか事情を聞かせてください。

農業委員会事務局長 角 山 隆 一 君

歴年で事業をやるのはなぜかという御質問ですけれども、まず航空写真については天候条件等限られておりまして、そこに合致するタイミングで飛ぶということで、秋口の晴れ

間を狙ってというところで1年目計画しております。

全体の事業としては、撮影する画像データもかなりの点数になるので、それを処理するための時間、事務作業というのがかなり膨大ということもありますので、やはり、この事業を年度、年度で区切って、完了を確実にさせるためには、3か年に区切ってやるのが適切であろうということで、3か年計画を持って更新作業をしております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

おおむね3年は掛からないけど、納得せざるを得ないのかって気はします。

そこで、予算について伺います。

昨年6月に常任委員会でこの説明を行われてますよね。その時に予算計上されておまして、1年から3年目までの予算をここに計上してありまして、予算ですから変化するのとは思いますが、6年度は1, 900万、平成7年度は2, 291万計上してるんです、それが今年、新年度の予算では、2, 500万に膨れ上がってます、これね。で、最終年度が2, 330万円とうたってますが、これ計算合わないんじゃないですか、これ。トータル3年の計画で幾らかかるか質問してるのに、計算が違ってるんですよ。単なる間違いなのか、その内訳を示してください。

農業委員会事務局長 角 山 隆 一 君

今、議員の御指摘については令和6年2月のまちづくり常任委員会での説明かと思しますので、そこについてお答えいたしますが、こちらにつきましては、令和5年度時点での公共単価を基に算出した予定事業費、整備費でございますので、昨今、人件費等々の上昇がございますので、この時点で説明した予算、整備費より上がっているという状況でございます。

令和7年度予算策定に当たりまして、そう言った事情を踏まえて、予算を上げた状態で計上していると。事業の実施に当たっては見積り合わせを行っておりますので、その結果の事業費が先ほど申し上げた1年目、2年目と。3年目については、翌年度の話でありますので、あくまで今時点での概数ということで全体の事業費について御説明したところでございます。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

この3年計画で、事業者は3か年同じ事業者なんですか。

今おっしゃられた、その随契でやるのに、その当然見積り合わせとかするんですよ。

最終年度まで同じ業者なんですか、これ。

農業委員会事務局長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問でございますけれども、同一の事業者で現在実施している状況でございます。

この業務につきましては、航空写真の処理という点におきましては、独自の技術が必要という部分と、当初の導入した今の事業者様、受託者さんの中にデータが蓄積されているという点で、なかなか、そのデータを他の事業者さんに渡すということが難しい。また、今現在におきまして、なかなか、そういった業務を取り扱っている業者も少ないという状況もありますので、令和6年、7年につきましては、当初導入した事業者に委託してる

という状況でございます。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

行ってる業者が少ないっていう答弁でしたけど、万が一のお話ししますよ。

この3年という間に、その事業者が、何か事故あって破綻したとか、この事業を行えないっていうときの契約内容はどうなってるんですか。

農業委員会事務局長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですが、そのような事態が起ると、今行政で主に使っているこの地図情報が使えなくなってしまうという懸念がまずあります。なので、私の考えですけども、まずこのシステムを継続して使えるのかどうかっていう議論が必要になると思います。また、そういった地図データを取り扱う業者さんがほかにいるかっていう点も当然探さなくてはいけないんですけども、真っさらの状態からこのシステムを運用できるか否かという部分と、これらのデータを運用できるような、仮に事業者がいた場合、運用できるような形にするためには、相当な費用が掛かるのかなというふうに思っています。なんで、当初のシステム導入と同じぐらいの規模の予算が掛かってくるのではないのかなというふうに考えております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

先の話にしてしまえば難しい議論になってしまうんで、これはこれで終わります。

そういうことのないように業者さんは吟味をしていただきたいと思います。

それで、今、予算の話が出たんですけど、町長に伺います。今、地方自治体、財政難で大変厳しい状況にあります。このような航空写真を撮るのに、広域で連携しながらやるということは可能かどうか、町長に伺います。

町 長 野々村 仁 君

それこそ、それぞれのそういう持つデータ、会社が同じだったら多分できると思ってます。ただ、やっぱりそのシステム、システムでそれぞれ取り扱ってることと、それから、この地図情報自体をやっているところ、やってないところというのもありますので、その辺は一概には言えないと思いますけども、やっぱ今後、DX、この人手の足りない時期に、どのように、こういう作業が簡単に処理できていくかということがやっぱ大きな課題のその一つでもございますから、やっぱそこは、それぞれ、今後DXを進めるときもそうですけども、それぞれの町村と同じようなシステムであるか同じようなことをしようとしているのかということを協議しながら進めていくことがやっぱり必要なことなんだろうと思ってます。ただ、これを進めた時点では、ほかではなかったということだと思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

町長の今の答弁で、ほかには余りなかったっていう話なんですけど、実際にはお金が、ほかの町村の自治体が余力がなかったらできなかったんですよ、これ。それで言うと、前にも私ドローンの提案をしましたが、最近ドローンの活用も一緒に、これに測量もできるって話を聞いています。ましてや戦争でね、爆弾を抱えてピンポイントで戦争に参加するっていうドローンのシステムもあると。そういう意味で、ドローンを活用した地図情報を検討した経緯はないのか伺います。

農業委員会事務局長 角 山 隆 一 君

ちょっと事務的な細かい部分になりますので、私の方からお答えさせていただきます。

ドローンによりまして、航空写真というか画像は撮影可能ではあるんですけども、少し違うところ、この地図情報システムの利点といたしましては、位置を、先ほどもお答えしましたが正確に把握できると。なので土地の所有の境界等についても点で押さえておりますので正確に表記できると。地球は丸くて凸凹がありますので、その表現っていうのがこの地図情報システムは、先程申し上げたオルソ画像というものによって正確に表記できるという部分がありますので、ちょっと使い道という点では異なる部分かなというふうに担当としては考えております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

この地図情報の質問は最後にします。

昨年6月に委員会でやった説明書を見ると、多岐にわたって有効活用っちゃうか、いろんな分野で、課が閲覧して利用価値があるということをうたってるんですけど、私も認識不足か知りませんでした。ということでね、今後、その有効活用にも向けて町民にももう少し周知していく必要があるんじゃないかと。

それと、このデータ取るのに有料だって話も聞いていますけど、その有料の額が幾らなのか。で、今後の町民に向けてPRしていくのか伺って最後にしたいと思います。

農業委員会事務局長 角 山 隆 一 君

ただいまの質問につきましても事務的な部分でございますので、私の方からお答えいたします。

町民の方が、なかなか、この地図情報を取れるということを知らないのではないかとこの部分でございますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、ここについては必要性がないときには必要のない情報となってきます。ただ、現時点では、どのような町民利用があるかという点をちょっと御紹介しますけれども、土地所有者の方が、例えば現在所有してる土地を確認する場合ですとか、あとは分筆をしなくちゃいけないですとか、あとは他者が所有してる土地の確認もすることができます。なので、土地の境界を確認するですとか、そういうことにも使えと。また事業者さんが測量する場合にも、こちらは使うことができるということで、必要に応じた場合、農業委員会でこういうことができますよというような形で周知はしているところでございますが、今回の御質問もありますので、そういうことがあった場合、農業委員会にお越しく下さいっていうような周知は可能なのかなというふうに思います。

使用料ですね。失礼しました。現在、1枚、成果の複写については1,670円、料金を頂いております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

それでは町内区域の質問に入りたいと思います。

町長に伺います。字幌105番地ってどこか御存じですか。

町 長 野々村 仁 君

あの、字幌6番地っていう地名をポンと言われても、ここだっていう話には私自身は分

かりません。

3 番 深 澤 博 幸 君

まあ、このように字幌、番地まで気にしていれば大体区別つくんだけど、先般、告知端末機でクマの情報が流されました。その時、折しも、字幌延って出たんですね。

次ページを閲覧してくださいと思ったら地図が出て、北星園近辺でした。

その後にもクマ情報があって、これも字幌でした。それも、口頭ではなく、何もしないで次ページ、勝手に見てというような雰囲気だったんですよ。

それで、その現状ね、町長も言っていました、昭和34年4月1日に幌延村長さんが、この地名を変更したんですよ。で、そのときの区分に字幌延っていう区分があって、中心部に占める、その周辺一帯の区域と、こういったのが字幌なんですよ。

当時は、今私いる栄町の教員住宅とか宮園の一部、東町の一部、これはもう字幌延っていうんですよ。

当時は、その辺に宅地がなくてね、空想ですよ、多分、荒地だったんだと思ってます。よし、だか、あしが生えてて、多分そういうところを字幌延っていうくりにしたのかなと思って、今言った宮園とか東町とかは今宅地開発が進んで、町内会の一部に編入されてんですよ。ですから、誰がね、聞いてみて、字幌ってどこさって言われてもちゃんと示しつけるようなことに自治体の長としてすべきではないかというこの質問を投げかけたんです。

まあ、経費は十分掛かるの分かりますよ。でも、誰かがやらなかったら、半永久的に字幌は残ってくんですよ。ましてやね、深地層研究が世界レベルに発信してるのに、研究者が幌延に来て、字幌って地名言われて、なんだこの田舎かって本当にイメージ悪いですよ、これ。それでも町長の気持ちの中には、やらないっていう気持ちなんですか。

町 長 野々村 仁 君

字が付いたからとか、どこが付いたからとかって、その地にいる人はその地の誇りです。私たちも字中間寒。それぞれ、したら、どこに中間寒っていうのはあるんだって話と同じですよ。

やっぱり、そこそこで、それが皆さんの不利益に当たるということであれば、先ほども言ったとおり、変える方法があるかもしれません。ただ、皆さんの財産の戸籍謄本から何からの全てが修正をしなければならない大きな事業に関わってくることだということです。

先ほど地図情報で大きな金掛けてっていう話だったんですけども、ここにはまた大きなお金が掛かるということになるんじゃないですかね。

3 番 深 澤 博 幸 君

町長に反論するわけじゃないけど、片っ方は経費かけて片方はかけないっていう理由にもならないですよ、これ。それと、当時、住所変更したときに107名ほど人数は把握したらしいです。で、今回の平成7年の参議院選挙の選挙人名簿を調べると295人。これ、北星園の利用者含まないで、子供を含まないでの人口ですよ。もう3倍ぐらいに人口増えてきているのにね、何で知らないかって、まあ字幌って言わないって人いるかしらんけど、いやあ本当にね、字付く、町長問寒かしらんけど、字問寒別はまだ立派ですよ。同じ市街地あってね、字と呼ばれたらね、今言ってる、編入されてるですよ、町内会に東町

も栄町も、みんな町内会に字幌で名前付くけど編入されてきているんですよ。

まあ、お金の掛かる話で、これ以上はうんぬん言いたくないですけど、将来見込んで、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それから屁理屈になるかしらんけど、9月2日のまちづくり常任委員会の資料の中で簡易水道移行の計画があったんですね。それで、改正する条例の中にも住所が今の言うとおり記載されてるんですよ。第3章、給水区域ですね。これに市街地を含んだ字幌延、字上幌延、字北進、字開進、幌延町問寒別とかなんですけど、この一部って書いているんですね、だから今一部ったら、今言ってる栄町の町内会に編入するところも一部に入るんですよ、これ。どう解釈したらいいんですか、これ。

町 長 野々村 仁 君

すいません。専門家でないから間違ったら怒られるかもしれませんが、その一部というところはどっか一部抜けてるところがあるんでしょうね、やっぱりね。ちょっと詳細には、ここはちょっと想定外だったもんですから、ちょっと分かりませんが、後ほど調べてその一部っていう、どこ抜けてるのか。多分、昔、集落があった沢とかが簡水を引っ張らなかった、それを一部と言ってるんでないかと、そのように理解していただければと思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

最後の質問にします。

今町長おっしゃるとおり、この一部の解釈の仕方、本当に難しいんですよ。

昔はその一部に含まれたところも今も一部に入ってるんですよ、これ。

ただそういう区分けをできない部分があるから変更したらどうかっていう。もし、戸籍等で難しいんだらね、呼称で、皆さんが理解できるような町名に変更っちゃうか、その程度でもできるか、できないのか。

僕は以前にね、視察に行ったときに、原子力施設じゃないんですけど、放射線でほういけんみたいな場所があって、町の一角にバスの中からハイテク町ってあったんですよ、そこハイテクの町ですからね。そういう名称が付いてたんで、皆さんが呼びやすい呼称とか、今言った町内の名称でもいいですね。そういうことにできないのかなって。まあ回覧の配布とかそういうものに関しても、もう少し親しみのあるまちづくりという意味で、そういう呼び名を提唱してほしいなと思います。

町 長 野々村 仁 君

一番最初にお答えをしたことと重なりますけども、最終的にそういう方々が住民の皆さんに多くおられることに反する、それを拒否する何ものでもないと私自身も思っていますので、その以降は、それぞれ協議をしていながら、こっちが掛けたからこっちが掛けたからのそんな水掛け論争ではなくて、掛かるものは掛かるということで見ていくのであれば、皆さんが望む、そういう希望があったり、そういう、もうちょっと親しみのある地名にしたいという希望がその字幌全域の中で起きたならば、やっぱりそこは考える必要があるかと私自身も考えますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

議長 西澤裕之君

これにて、3番 深澤 博幸 君の質問を終わります。

ここで、昼食のため、13時5分まで休憩します。

(11時42分 休憩)

(13時05分 開議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次の質問を行います。

2番 佐藤 忠志 君

受付番号3番、通告議員、佐藤忠志です。

防災対策について、次に、ほろのベトナカイ観光牧場の管理運営について、2点について質問させていただきます。

まず、防災対策について、近年の異常気象に伴う想定もしない大雨による洪水被害が各地で発生しています。幌延町においても8月17、26日、27日の未明にかけて、続けて短時間に100mmを越す大雨になり、いずれも観測史上最大を更新する降水量を記録しました。町は今後、これらの災害に備えて、どのような対策を考えているのか、町長のお考えを伺います。

1点目、欠員となっている防災専門員の採用は進んでいるのか。

2点目、幌延町における町内会の自主防衛組織はどのようなになっているのか。

3点目、今回の大雨で住宅の浸水被害を受けた地区の今後の防災対策について伺います。

次に、ほろのベトナカイ観光牧場の管理運営について、町政執行方針で、町の観光施設については、トナカイ観光牧場やノースガーデン、北方の花園、ビジターセンターなどの既存の観光施設の魅力を図るとともに、幌延町と宗谷地域における交流・交通の要所となる重要な位置付けになっています。現在の、トナカイ観光牧場は、平成11年12月25日現在にリニューアルオープンして運営は第三セクターが運営体制を取り、26年経過しています。入場者数については、新型コロナウイルス感染症の5類移行もあり、令和6年度は41,456人、対前年比101%、年々、増加傾向となっていますが、ここ数年入場者数が4万人台と伸び悩んでいます。今後、更に入場者数を増やすための対策など、町長のお考えを伺います。

まず第1点目、営業時間については、毎週月曜日、火曜日が休館になっているが、毎日トナカイ観光牧場をオープンすることができないのか伺います。

2点目、観光シーズンの7月から9月の期間を限定してでも、毎日トナカイ観光牧場をオープンすることはできないのか伺います。

3点目、施設の改善について伺います。レストランポロで食事やトナカイなどの見学した後に休憩するところがない。特に、今年の暑い日には、日差しを付けた休息施設などが必要と思うが町長のお考えを伺います。以上です。

町長 野々村 仁 君

佐藤議員の御質問にお答えします。

1問目の防災対策に関する御質問ですが、1点目の欠員となっている防災専門員の採用

は進んでいるのかについて、現在、防災知識を有する防災マネジャーの資格を持った人材を登用すべく、関係機関に働きかけをしているところです。ただ、前回の防災マネジャーを採用した際にも、募集から採用まで3年掛かったところでもありますので、引き続き粘り強く募集していきたいと考えています。

次に2点目、自主防災組織はどのようになっているのかについては、現在、自主防災組織が設立されている町内会及び連合町内会は全部で12団体あり、町内全世帯の7割程度をカバーしているところですが、設立から10年以上経過していることもあり、活動が停滞している組織もあると思われますので、今後、防災に関する研修や訓練の機会等を設けるなど、防災知識の普及、啓発に努めていきたいと思います。

次に3点目の、今回の大雨で住宅浸水被害を受けた地区の今後の防災対策については、今回の大雨があった中で、改めてどの程度の雨量や降雨時間によって、どの辺りが越水するということが分かったということもあり、8月26日の大雨の際には、排水ポンプ車の出動などにより、市街地の浸水被害を最小限に食い止めることができたと思っています。ただ、下沼地区に関しましては、サロベツ川上流の降雨量の影響もあり、草地を含め甚大な浸水被害が発生しました。

下沼地区を流れる川はほぼ北海道が管理する河川となっていますので、河川氾濫に対する措置を今後北海道に対して求めていきたいと考えています。

2問目のトナカイ観光牧場の管理運営に関する質問にお答えします。

1点目の休館日における体制については、管理棟及びレストランの休館日につきましては、現在、テナント事業者の人手不足、特に調理員の確保に苦慮している状況にあることから、新規調理員の確保に努めていただきつつ、当面の間、毎週月曜に加え、火曜日を休館日とすることで対応せざるを得ない状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の5類移行や、円安等の影響による国内旅行需要の高まりもあり、宗谷地域への旅行者が増加傾向にある中、本町のトナカイ観光牧場についても、来場者の受入れ体制充実及び満足度向上について考究を図ることにより、入り込み数の増加につなげていくべきと私も感じております。

現在、休館日につきましては、トナカイや花の観賞を目的とした来場が一定数ある状況を踏まえ、レストランやトイレなど、施設管理者の配置が必要になる管理棟の利用は御遠慮いただいておりますが、ノースガーデンを含む牧場施設については、入場ゲートを開放の上、観賞いただける対応を採っております。また、営業日に関する情報につきましては、ホームページ、インスタグラム等のSNS及び告知端末等により周知を図っております。

管理棟休館日であってもトイレの利用が可能であれば、来場者がより安心して施設を利用できることにつながりますので、テナント事業者とも協議しつつ、改善策について検討できればと考えております。併せてトナカイ観光牧場に関心、興味のある方に向けて、様々な情報を提供するためにもホームページやSNS等を活用した情報発信の充実、来場者に対しましては分かりやすい案内看板の設置などの工夫を講じることにより、満足度の向上や来場者の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目の観光シーズンにおける運営体制については、議員御指摘の7月から9月は

月平均の来場者が5千人を超える繁忙期であることから、営業体制の拡充、地域経済への波及効果についても期待できるところでございますが、先ほど申し上げたとおり、人手不足などの課題を抱えている状況にあり、早期対応は難しい状況にはあるものの、こちらにつきましても、テナント事業者と協議しつつ、より良い方策について検討できればと考えております。

次に3点目の施設の改善については、近年、夏の暑さは大変厳しく、熱中症などのリスクも高まっていることから、日差しを避けることができる工夫は来場者の快適性や安全性を確保する上でも必要性がより高まっていると認識しておりますので、直射日光を避けつつ、トナカイや花などを鑑賞できるスペースの設置について、強風対策など、安全面にも十分考慮した上で検討できればと考えております。

2 番 佐 藤 忠 志 君

どうもありがとうございました。

町長に大方、質問した内容について御答弁を頂いて、まあ、できるだけ改善に努めていきたいということで御答弁を頂いておりますが、まずはじめに今回の防災対策に入る前に、まずは今回の大雨警報に対し、町職員の皆さんはじめ関係機関の皆様方に対し、お盆明けの休みにもかかわらず、早朝から御対応をいただきましたことについてお礼申し上げたいと思います。また、住宅の浸水や牛舎においても浸水を受けた方に対しても、多大な被害を受けたことに対して、改めてお見舞い申し上げまして、次の質問に入っていきたいと思います。

まず、防災専門員の欠員に対しては町長、大変御努力されておるのはよく理解いたしました。ただ、やはり今回の災害を受けて防災専門員は確かにこれ必要になってくるなど。やはり、町職員の負担軽減やもろもろを考えても早急に防災専門員を配置して、専門の方の、それによっていろんな防災対策、避難訓練だとか、やはり、当然、必要となってきますんでね、これは早急に町長に、また、副町長にも努力いただいて、早急に後任を対応していただきたいなと思います。

次に移りたいと思います。

次のその町内会の防災対策組織はどのようなになってるかということで、町長の常に町政執行方針の中で防災専門員による防災意識を高める取組みや防災教育を推進するとともに自主防災組織との連携強化に努めますと、こう書いてあるもんですから、私も、町内に自主防災組織なんてあるのかなと思って、それはちょっと分からなかったもんですから、それでこの質問の中に入れさせていただきました。

今後も大雨などの被害は今の温暖化もろもろで十分予想されてくると思います。そういう中でこの自主防災組織ってのは確かに今回受けた町内会、もろもろで、やはり、そういう組織があれば、当然、やっぱり自前で、当然自分たちも今の住んでる場所、いろんな地形的にも、俺のところ、ここは危ないなというのは当然、今回の町長の答弁の中にも、十分俺のところは危ないなと。でも、やはり、個人的にその対策を取るってことは、お金も掛かるし、地形もあるだろうし、まさか住宅を底上げして基礎を上げるということも、これはなかなか難しいところもあるんでね、やはり自主防災組織を作って、こういうとき起き

たらどうするかと。町の出動前に自分たちでできることがないのか、そういうものがやっぱり必要になってくるのかなと思います。そういう観点からこの自主防災組織っていうのをちょっと質問の中に入れさせてもらいました。

ここに12団体あって、7割程度、10年経過してるっていうことで、あまり活動していないんだということで、いずれにしても、幌延町は津波だとか、大きな、町の中において土砂災害ってのはあまり今までも経験してないので、どうしても、やはり、こういうのは月日たつとともに危機感というのが薄れていくのかなと、そう思っております。

ただ、このデータとして津波だとかそういう予想される、そういう地域においては、やはり、自主防災組織、例えば隣の、町長も御存じのようにこれ、今年の8月9日の道新かな、遠別町においては津波も予想されるだろうということで、自主防災組織が100%確立されて全部が機能してると、こういう町もあります。ですから、やはりその自主防災組織ってのは、当然これ作っていただいて、当然その行政だけに依存するだけお願いするだけでなく、自分たちもやはり、自主防災組織というのは町内で作って、やれることは自分たちでやって、更に、それをできないものは、やはり行政も当然やっていかなきゃならんですが、そういう部分も必要なかなと思っております。

町長にお聞きしたいんですが、道新の中で言った自主防災は災害対策基本法に基づく組織で、主に町内会単位で作り、避難所の運営などに当たる。自治体からの金銭的な支援を受けれるメリットがあると、そういうものがあるんですが、町ではこういうものは、町長、そういう、もし作ったときに要請があればこういうものって町長、そういうものを要請を受けることができるんですか。

町 長 野々村 仁 君

全体的に大まかな話で、漠然的にしゃべるとそういう話になるかなという気はいたしますけども、実際問題、やっぱり町内会の自主防災組織自体っていうのは、それぞれ避難をするときに、その近所、近間の町内会、皆さんのそれぞれの避難をするときの行動だったり、それぞれ助け合いながら、そこから避難をするというのがやっぱり最大の重要なことなのかなという気は私自身はしております。

その中で、そういうことが今まで活動として動いてきていないということもありますから、先ほどお答えをさせていただいたとおり、今後、いろんな知識のある方々を呼びながら、各町内会なのか複数の町内会ごとなのか、ちょっとまだできる可能性は分かりませんが、そういうような形で、少しずつ講習や講義を聞きながら、まずは頭の中でどういう形でどうするかということを固めていく必要があるだろうと私自身考えてございます。そこを早急にそういう講習だったりという機会を増やししながら自主的にどういう動き方を自分達がすべきこと、守らなければならないこと、自分の命は自分で守るという自助の力をどのような形で発揮をしていくかということ自体が重要な観点の一つだと私自身は考えてございますので、今すぐこれだけずっと長い間、また災害もなく、こういうふうにして経過をしてきてしまった中で、いきなりそういう形を上からこういうことをするんですということをお願いすることには、いろいろ問題が多分出てくるんだと思いますので、そういう、まず防災教育又は自分たちの立ち位置、在り方、自主防災の在り方というもの自

体を知識のある方々に講演をしてもらって、教育、その考え方をまず一つにまとめていくということ、ここが一番、今のスタートとしては大事なことだろうと思ってございます。

やっぱ、そこ自体が起きないと、どうすることだということだけで走ってしまうと、これもやって、あれもやってとしかなくなるという、そういうことでは、なかなかスムーズに進まないんだろうなという気がしてますので、また気が長いと言われるかもしれませんけど、皆さんに協力をいただくのは、まずその観点から、教育から少し絞っていききたいなというふうに考えています。

その内、それぞれ経験者である防災アドバイザーが就任でもしていただいたら、そこが上に立って、こういうこともお願いする、こういうこともお願いするっていうのは付いていくと、二重に、二輪駆動が四輪駆動になるぐらい動けばいいかなという気がしてますので、まず第1弾はそういう防災教育、どういうこの自主防災の在り方というものの自体を皆さんと一緒に学んでいながらやっていく、その観点で職員の方々の防災教育というのは、また、もっとハードルの高い、それぞれのデスクワークでもいいですからシミュレーションで災害情報を取りながら、どういう行動を取るかという行動練習、訓練を、やっぱり職員は自らと訓練をしていく必要があると、そのように考えています。

2 番 佐 藤 忠 志 君

今、町長に大方いろいろ体制は用意してるとお考えを十分伺いまして、3番についても、大体これと関連するんで、ここにも書いてるように排水ポンプで出動したとか、いろいろと今回の教訓として、随分、やはり、これでやはり得るものもいろいろあって、どういうものを用意したらいいかっていうのも、町長も先ほど答弁あったように対応、体制を取れるようになってきたなと思っておりますんで、この問題は、ここで大方答弁頂いたんで。

ただ一つ、今、副町長、町長にお伺いしたいんですが、ハザードマップについてちょっとお願いしたい、質問させていただきたいと思います。

私の知る限りでは間違ってたら申し訳ございませんが、平成22年、23年と令和4年度に各ハザードマップを配付させてもらってます。で、私もここで一つ質問したいのは、平成23年のこの中小河川流域、大雨時危険区域マップの中で、ここに昭和56年の大雨の写真が載ってます。この時はどんなことが起きたんだと。昭和56年ったら私がちょうど31歳、農業をやってる時です。この時の状況を分かってるったら失礼ですけど、今の職員の中で副町長と町長ぐらいかなと、とんでもない被害が起きました、この時はね。

石狩川氾濫してあの辺が何千億という甚大な被害を受けて、当然、天塩川から、当然ここでも、さっき言った下沼地区っていうのはもう半分、国道から下の方、ほとんど水害付いて、ちょうど8月、2番草もほとんど採れなくなって甚大な被害を受けた年です。それがあったからここに防災にこの写真を載せたのかなと思って昨日見ながら、自分の勝手な考えですけど、これから44年たってますよね、ちょうど今年で。災害は忘れた頃やってくるじゃないんですが、44年目でまた今年みたいな予想もしない100mm越す、このときで何ぼ降ったのかなと思って見たら、天塩川大橋付近で155mm、3日間で約214.7mmと記録っていうそういうデータが出てます。

で、私の覚えている頃は、あの頃、100年に1回の北海道の大災害だということで、

何かうろ覚えなんだけど、そういうことを言われたなと記憶してます。それから44年、こういうことだって、とんでもない被害が今回起きたと。だから、まあ、いずれにしても、この防災マップ見ても、なかなかそれと分かりづらいのと、土砂と洪水で付いたのと二つで分かれたような感じで載ってるんで、一つでまとめて、こういう災害が起きたら、こことここをこういうふうになるんだよだとか、一枚、一枚、23年と令和4年と見比べなきゃならんじゃなくて、もう少しこの防災マップの見方っていうのを、誰が見てももう少し分かりやすくするのと、それと、ここに書かれてる令和4年度に配布したやつかな、防災ハザードマップ、避難行動マニュアルの中で、町長ここに、これは津波を予想して書いてるんだと思いますが、最大クラスの津波が発生した場合や最大クラスの降雨により天塩川及び問寒別川が氾濫した場合というのは、最大クラスの大雨ってこれ、副町長、どのぐらいの降雨量を予想したその最大クラスと言ってるのか。単純に100mm以上あったら危ないよとかさ、もう少しその、今回は地元の人たちが一番よく分かって、今回降ったのまずいとかさ、そういうものを最大クラスの降雨量と言われてもぴんとこないんで、これはどのぐらいの降雨量を予想してるのか、もし分かるんでしたら答弁願えないでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

そういう数字学的にこんだけ行ったらこうなりますっていうのが一律そうであれば全然問題はなく、端的にその部署、部署で対応ができるものだと私自身も考えてます。

特にこの頃の雨っていうのは、以前の全体的にこの地域、幌延町内全体が雨が降っていくとかっていう話ではなくて、局地的に降る、スポット的な雨の量の方がはるかに多いということ、それから考えれば、土砂災害区域ということ自体の心配を大きくしなければならぬということだと思ってます。

昭和56年の話が出ましたので、私自身も、その時に高校生であって、家、問寒別ももうすごい状態でした。橋は2個落ちましたし我々もしばらくの間、迂回路でずっと生活をしてたという、本当に私の所が水に浸かったら問寒別全部が水に浸かるぞっていうぐらいの高い位置にいるはずなのにもかかわらず、目の前まで水が迫ってたという、あの当時は、やっぱり護岸の整備だったり河床の整備がまだまだパーフェクトではなかったということ。今回の水も当初の水からいけば、問寒別の築堤をもうちょっとで越水するところまでいった、あんだけ改良されてきててもというところがありますから、そこは多分、河川の掘削や今、天塩川全体も掘削工事で河床を広げてくれたりをしているんで、容量的に、あの当時よりもはるかに降ってる雨が、今は、今回の程度で収まっている、天塩川を見てもその程度で収まってたということを言えば、やっぱり、そこはきちっと、改良の仕方が間違っただけではなかったんだろう。ただ、今もう、集中的に、そうやって局地的に降ることによって、一部の所の場所だけが增多していくということ自体は、やっぱり、これは免れないんだろうと、それに備えた防災であるべきだろうなという気はしてます。だからといって、こんだけ降ったら大丈夫とか、こんだけ降ったら大丈夫でないとかっていう話は、なかなかないんじゃないかなという気はしてます。

それ以上降ればこういう対策をやったり構えていかなければならないという気持ちで対処すべき話でありましたし、今回の豊富が史上最高の降水量、降った川上にあるサロベツ

川が今回氾濫をして、引くのに、豊富はもう大方引いてきたのに幌延はまだ残ってたという所があったかと思います。それでも、56年度の下沼地区の冠水の量から見たら、やっぱりサロベツ川、抜けない、ヘチマだとかって言っても、やっぱり少しは改良されてきているんだろうという気がします。

豊富があればだけの水を降ってきて、一気にサロベツ川が流れてきたところを見ると、そういうことなんだろうとは思いますが、やっぱり、その改善することに、ここでよしということはないということで、改善すべきことは改善をしていく、そういう気持ちで、きちんと対処していかなければならないもんだと、今回そのように深く感じたところでもあります。

2 番 佐 藤 忠 志 君

町長今おっしゃったように、確かにあの当時から比べたら、あれぐらいの雨が降ると、上の方が、豊富がああいう被害になると当然、下沼地区ったらサロベツ川オーバーフローして、私の、昔は玄関の前まで100mm超えたらああいうことになるから、今は全く近くの川すら溢れてこないと、当然やはり天塩川の改修というのは相当進んでるんだなと思っております。

町長おっしゃったように、最大クラスの雨だったってことには確かに限定はできないと思います。

今は集中的に全道全部に150も200も降ったら当然それはまた別の話であってね、集中的に一気に降るからああいうふうに飲み込めなくなったり、ああいう状況が起きると、それはそれで高性能のポンプだとかいろんなものを用意していけばある程度防げるんだなと思って、それはそれで町長の答弁のとおりだと思いますんで、一つ、今後に備えて、またよろしく、これ対応執っていただければと思います。

これはこれで終わらせてもらって、次に、2点目のトナカイ観光牧場の管理、運営について、質問させていただきます。

毎週月曜日、火曜日、定休日と町長もここに丁寧に書いてくれてますけど、ホロカルについては第三セクターで大変努力されて、やはり少ない人数の中でやって、やっぱりいろんな問題があって、月曜日と火曜日定休日にしてるんだなと。これは私は別にこの問題については特に毎日やれとかっていう、ちょっと私の質問がずれたのかもしれませんが、ただ、その、なぜ今回このような質問をさせていただいたかという、たまたま個人的な問題なんですけど、8月12日に子供の孫たちが来たもんでトナカイ見たいってことで行って、私も勉強不足で毎日やってるんだなと思って行ったら休みだったと。で、おかしいもんで、次の日行って、また、よく見たらこっちに書いてあるんですけど、よく見てなかったということで2日続けて行ってきました。で、あそこで孫たちと自動販売機でコーヒー買って飲んでたんですが、とにかく暑くて座ってられないと。で、行けるのかなと思ったら、こちらの道路から行けるのかなといっても、休みと言っているのにこっちからちょろちょろ入ってって怒られるのかなと思って、やめて、あそこでコーヒー飲んでたら、お茶飲んでたら、いや結構な府県のナンバーだとか県外から来る人たちが結構来ますね、座ってたら。で、あら休みなんだねということでやっぱり来る人も知らない人いるんだなと思って。

子供が何か、あら、おしっこって言ったってトイレがないと、で、たまたま僕も居たものですから、いや、こういうことで無いんだと。で、どこにあるんですかっていうから戻ってコンビニ行るか、もう少し行ったら豊富温泉があるんでって、これからどこ行くんだったら、全部に聞いたわけじゃないんですが、これから豊富温泉回って、国立公園見てどうのこうのって言ったわけですけど、やはりこう、向こうから下ってきて、幌延でトナカイ見て、そして宗谷観光に行くんだなという人が、やはり、そういうコースであそこを、町長もここに書いてるように、拠点とすると、トナカイ観光牧場ってのは。それと日差しがないと、暑いと。で、駐車場が広いんですけど、あそこにやはり夏の間だけ、ちょっと日差しの付いたものとか、トイレも含めてくれればいいんかなと思いますんで、どこもやっぱり観光施設行ってもトイレだとかそういうものはある程度完備してるんでね、やはり、その、町長、満足度行くようにと書いていただけてますけど、そういうもので今回質問させていただきました。

町長も言ったように、トナカイ、ホロカルは、レストランは別としても、やっぱりいつ行ってもトナカイぐらいは見れるようにできないのかなと。

で、もう一つ4万1千何がしの入場者がいますということなんですけど、これはどういうふうにカウントされてるのか、教えていただけるんならちょっと教えて、例えば帰った、あそこそこまで来てる人は当然カウントされてないんでしょうけど、入った人なのかだと思ふんですけど、どういうふうなカウントで4万1千何がしのその人数ってのはされてるのか、もし分かるんでしたらお願いします。

町 長 野々村 仁 君

施設を通過をするときにセンサーが付いていて、カウントを取ってるということで、あの入り口を通らないとカウントにはならないということで、先ほども言っているとおり、駐車場に入る前に真っすぐの道路、あそこにはゲート、普通は架けてるんですけど、ゲートから人が歩いてってもらって対応しているという、今現在もそういうことになってますので、トナカイに触れ合うとかっていうこと自体は何とか触れるられるんですけども、ひさしがないのと、トイレが管理棟全体が、いろいろな売店の品物から何かがいっぱいあるものですから、入場できていないということ、今もそこも内部で打合せをしますけども、外側からトイレに入って施設の中にはトイレだけ利用できるけど施設の中には入られないような加工ができないかということ今検討、内部でもしておりますので、ちょっと休憩がてらトイレ寄りたいのに、そこへ寄ったという人たちにも対応できるような形ができないかということは今、内部の方でも検討させていただいています。

ただ管理者がどうしてもそういう備品類、販売物、いろんなものが置いてあるということ自体から、そっちがどうしても間仕切りができなかったということで、トイレが使えない状態であったということで、確かに子供たちにとってみれば1回ほっと気を抜いたら、トイレに行きたいということ自体は起きる可能性の方が多いのかも分からないので、やっぱりそこはトイレを利用できるような、また、休みのときでもトナカイは見られるような、そういう形で運営をしていけるようなことができるか、できないか、今一生懸命内部で検討しております。

2 番 佐 藤 忠 志 君

いずれにしても、今のある施設の状態、これ、冬が休みになるんでね、ただ、今、ここに書きましたように、1 番稼ぎ時の7月、9月だけでもどうなのか。できないんだったらお盆休み、8月10日になるのか山の日、あの辺の連休があるんで、お盆休みの16から17ぐらいはやっぱり見せることができないのか。それと、ちょっと看板が足りないんだと思います。こっちの道路から行きゃ花も見れるんだろうと思ったんだけど、自分自身も地元にながらよく分かんないんで、余り入ったらまずいのかなと思ってやめてきたんですがもう少し看板を分かりやすく、休みですよ、でも、トナカイとノースガーデンは見れるんだよと、そういうものと、あそこで、せっかく来たんで休憩、長距離かけて休憩、お茶でも自動販売機で買って、少し椅子に座ってのんびりと、そういうスペースも町長、少し、そろそろお金を掛けて、幌延ったらやっぱ、トナカイ観光牧場ったら、やはり私もね何回かは食事に行ったり、大切な、やっぱり町民も子供たちが来たとか親戚等が来たったら、やはり、御飯食べるとこったら、やっぱりトナカイ見せて、あそこで利用させていただくことも私も何回かあるんですが、もう少し、やっぱり、そろそろお金を掛けてやる時期に来てるんじゃないかなと思って質問させていただいております。

それと、トナカイが見えないと、暑くて。トナカイも暑くてどこにいるんだか、自分は地元だからちょっとこっちの方からちょろちょろ行ってみただけど、トナカイが見えないと。やはり、牛も同じですけど、この8月の暑いとき、トナカイもあんなとこでぼけっと立ってる、ぼさっと立ってるトナカイないんだと思います。だから、そういうものも、無理やりあそこに縛っておくわけはいかないですけど、やはり、それなりの場所を作って、例えば牛の対策みたいなもんですけど、大型扇風機付けるかどうなのかよく分からんですけど、トナカイもやはりひさしを付けたとこで、何頭かは来たら見れるんだよと。いないんだと、行ってみただけど、そういうこともあり得るんでないかなと思います。

だから、そういうものをやはり、そろそろ工夫して、幌延町の観光施設の看板だと思えますんでね、トナカイ、ホロカル、どこから来てもトナカイ観光牧場の幌延のこっち行ったらって書いてありますけど、そういうものをそろそろ手を加えてやる時期に来てるのかなと思いますんでね、町長に切にそういうものをお願いして、この質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、2 番、佐藤忠志君の質問を終わります。

次の質問を行います。

6 番 無量谷 隆 君

受付ナンバー4番、無量谷隆。

今回の一連の水害対策と教訓について。

①パンケウブシ川の氾濫について。

栄橋から上流は町の管理する川と思われませんが、川に砂がたまったり太い木が生えていて管理されていないという感じがします。川に高い段差やえん堤のほか、取り付け道路に小さなボックスがあります。川底は浅く曲がりくねっている川で、改良されていません。

栄橋から栄光橋までの改良が必要と思うが、町長の考えを伺います。

②幌延1号線の陥没は雪が解けるまで直ることができるのかお聞きします。

③河川改修をするなら、上流に魚が登れるようにした方がいいかと考えていますが、町長の考えをお聞きします。

④塩ビ管の取水は必要ないのかお聞きします。

⑤下沼地域の水害について総面積500ヘクタール以上冠水したと思いますが、今回も国営事業排水路改良工事が行われているが排水路がはるかに水量オーバーして流れました。改良工事の予定のない低い草地に流れ込み、草地が泥水につかり、牧草は枯れてしまい、牛は食べないでしょう。

下沼地区は27日午前中から午後4時までに観察した結果、20cmぐらい増加しているが、9時30分には町の災害対策本部が解散しているが、どういうことで解散したのかお伺いします。また、3号幹線4号橋から下流のオンネベツ川改修を早急にするべきであると考えていますが、町長の考えをお聞きします。

⑥町として被災者にお見舞いをするは考えないのかお聞きします。

町 長 野々村 仁 君

無量谷議員の御質問にお答えします。

1点目のパンケウブシ川の氾濫、3点目の魚道整備及び4点目の塩ビ管による取水の必要性に関する御質問については、関連がございますので、併せてお答えいたします。

議員承知のとおり、栄橋から上流については、近年、河川整備は行っておりません。

本河川の被災状況につきましては、北海道を通じて所管官庁である国土交通省へ報告しております。

議員御提案の当該河川上流を含めた改修につきましては、今後の被害低減を考えた場合、検討する必要があるとは考えておりますが、整備検討に当たっては、流域一体での治水対策を講じる必要があることから、整備効果等に係る詳細調査及び接続する河川の管理者をはじめとした関係官庁及び土地所有者など、関係者を含めた協議、調整が必要となり、事業着手までに相当の時間を要することから、町といたしましては、応急的な復旧工事の早期着手により現状回復に努めつつ、根本的な治水対策について並行して検討を進めていくべきと考えており、議員御指摘の魚道整備については、その際の検討材料の一つになるであろうと考えております。また、塩ビ管による取水の必要性については、本管はかつてパンケウブシ川からの排水の一部を幌延市街地へ流し、悪臭などを回避する目的で設置されたものですが、現在は使用しておりません。

次に2点目の町道幌延1号線の復旧については、今年度中の完成を目途に工事を施工すべく調整を進めており、本路線につきましても河川と同様、被災状況などについて国土交通省への報告を済ませております。

本路線が住宅地隣接路線であることや町道除雪作業の円滑な実施などを鑑み、早期着手により復旧を図ってまいりたいと考えております。

次に5点目の災害対策本部の解散については、今回のような大雨や洪水に関しましては、町で設定している水害タイムラインによって防災行動を整理しており、災害対策本部の設

置に関しても言及しています。その中で、水位観測所が設置されている天塩川及び間寒別川の水位の状況により、災害対策本部設置の判断をすることとしているところです。

質問にありました8月27日9時30分に解散となった経緯については、解散の前日となる26日の午後9時40分に天塩川及び間寒別川の水位が対策本部設置基準を下回りましたが、依然、气象台から発表となる、河川洪水及び土砂災害警戒レベルが警戒状態3であったことから、引き続き災害対策本部は設置していました。その後、翌27日8時10分に河川洪水警戒レベルが注意状態の2に下がったこと、同じく8時50分には土砂災害警戒レベルも注意状態の2まで下がったこと、また、9時30分には避難所設置基準となる土砂災害警戒情報が解除になったこと、更には現状や今後の降雨状況などの気象状況も踏まえて、自主避難所を閉鎖すると同時に災害対策本部も解散する判断に至りました。しかしながら、新たな災害発生の可能性がなくなったわけではありませんので、第1非常配備体制は継続し、引き続き情報収集や巡回などを行ったところです。

また、下沼4号橋から下流のオンネベツ川改修に関する町長の考えはという質問については、議員御指摘の部分は川の流れが悪いという認識もありましたので、これまでも河川管理者である北海道に対して整備を要望しているところですが、実施に至っていないのが現状です。今回の被災状況も鑑み、今後とも整備を強く要望していきたいと考えています。

次に6点目の被災者にお見舞いする考えはないのかについては、床上浸水被害などにより家財道具などに被害が出た場合、災害廃棄物として町で回収するなどして、無料で処分させていただくことに加えて、今後、災害見舞金をお支払いする方向で考えていますが、制度が整っていないことから、できるだけ早期に対応できればと考えています。

6 番 無量谷 隆 君

いろいろ答弁いただきましたけども、パンケウブシ川の河川については、非常に町長が見てのとおり、曲がりくねった改良なされてない川であります。かつ、1号線の道路がちょうど堤防ってような感じで私は考えていますし、これが、水が今回あふれて、栄町の方までの公営住宅等に床下まで付いたということが何件か聞いてます。

そういう中で、やはり、この川の改修が一番ネックではないのかなって感じはしてます。

そのためには、やっぱり困難であっても早急に改修すべきでないのかなという河川の第1河川の考え方の改修ではないかなと思います。

なかなか地権者、あるいは川のうねりくりにあるので、非常に難しいかなという感じはしますけども、やはりそれを乗り越えて今回の教訓として改善すべきでないのかなと。

また、今回あふれた第1の原因は町民が言っていましたけども、ボックスが1個しかありませんでした。ボックスの大きさは2mの1m50ぐらいの径のボックスということで、なかなか、今回の水の量でははけていけない、想定がものすごいできません。想像をはるかに超えていますんで、やはりその辺の町で一番手っ取り早くできるのはそういうところから改善すべきじゃないのかなという感じがするんですが、いかがでしょう。

町 長 野々村 仁 君

御指摘の件は重々、私たちも認識をしているつもりでもございます。ただ、今回の雨が本当に史上最高ということと、豊富地域に降っての歴史的、最高水量が降水されたという

こと。ちょうどパンケウブシ川が高速道路で言えば土砂崩れを起こしたすぐ先ぐらいまで延々と沢が伸びているという川でもあったということで、これまでに、この数十年、30年、40年の中で、あれが破水するというような事案がなかったことで、ボックスっていうのはきちんと作用していたものと私は考えています。何十年か前に想定した水量は飲み込んでたんだろうと。

ただ、今回みたいな豪雨、こういう予想もしない雨量になることには耐えられない、そこは改修すべきという御指摘は当たってるかなと思ってますけども、そこが間違ってたみたいな話ではなかったかなと。道路の排水路、排水管についても、したら全部入れ替えるのかっていう話と同じような話なんになると思ってます。

そこが悪いんじゃないくて、そこを最大限災害が起きないためにそこは改修すべき必要事項であるということの御指摘だけは真摯に受け止めてさせていただきます。

それで、直さないと言ってるわけではなくて、まずは道路の復旧を早くこの年内に収めて、それと同時に、この河川改修の悪いところ、どのように改修して飲めるかということの改善を今一生懸命、コンサルもお願いをしながら状況調査をしているという、どういう改善点がかかるか。ただ端的に1年、2年で改修が全て終わるということでは、なかなかいかないんじゃないかということです。

無量谷議員からも御指摘がありましたとおり、地権者等、いろんな絡み合いがございまずし、それぞれの問題をクリアしながら、河川改修では今度同じ100mm、200mmが降っても、あのような状態起きないようにするために、どのような対策を採っていくかっていうのは今一生懸命対策を練らせていただいているところです。

6 番 無量谷 隆 君

パンケウブシ川の栄橋の大体私がめっそくとそうしゃくで測ってきたんですけども、やはり川底が大体6mぐらいあるかな。で、川の高さっていうか川の欄干ちゅうか橋桁から下の空間が2m50から3mあるのかなっていう感じがします。

そのぐらいの大きさの中で、やはり川幅が18mぐらいあったかなという大きな川幅に栄橋は架かってます。

それまでにしなくても、かなりの上流の方の川の橋桁を見たら、傾斜がかなりあります。落差があるっていうことは、それだけ流れが早くできる可能性があるんで、栄橋ぐらいの大きさの面積は必要ないかなっていう感じはするんですけども、やはり流れと、ある程度、確保すれば水がオーバーフローしないで、とにかく1号線が唯一の築堤というか、防水対策のあれですから、それを基準にして川底を下げたいっていただきたいなと、そう思ってます。

絶対水があふれない程度ぐらいしないと、今度あふれたら栄町は水没する可能性が十分にあると思います。

これ以上な雨の降り方で1級集中して降られたら、やはり同じことが可能になってくるのかなって感じがしますんで、1度あったことは2度あるというような感じいたしますんで、その辺も踏まえて改良工事を進めていただきたいなと思います。

そのように、ぜひ、早急にできることはボックスの大きさを大きくするのが先決かなっ

て感じはするんですけど、その辺の考えは早めをお願いします。

町 長 野々村 仁 君

答えは先ほど全部言いましたけれども、繰り返しはしないとしても、コンサルにきちんとどのようなことが、今後の最大雨量がこのぐらいまでは持てる、それ以上だったらまたポンプ車を頼まなきゃないとかっていう、その判断になるぐらいのスケールで、少し河川の改修については時間を掛けながら、早急にできることは早急にしますけども、その奥まで河床をどのようにしていくかっていうこと自体は、今後コンサルに、今、調査をさせていただきますので、素人目線で議論するんじゃなくて、きちんとした水量の下で計算をしていただこうと、そのように考えております。

6 番 無量谷 隆 君

今までは町の道路の散水車が1号線の道路上でとめて水をくみ取るというような状況であります。

改良、河川改修するならその辺も、今、道路の上で車をとめて水をくむということは、ちょっとナンセンスかなって感じはするんですけども、その辺のくみ取りの場所の考慮も入れてほしいです。いかがでしょう。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問でございますけども、そういった御意見、状況であることも踏まえて、河川改修の際に、そこについても考えたいと思いますし、現状復旧工事を行なってる最中はその取水は少なくともやめようというふうに担当の方では考えますので、御理解ください。

6 番 無量谷 隆 君

ウブシ川については、これで収めたいと思いますけども、下沼地区についてお伺いします。

下沼地区は26日には、それほど、町の言ってるとおり、なかなか水量は、水面が上がっていませんでした。27日になってから川の水面が上がってくるというような状況であります。ですから、通称3号幹線って言ってるんですけど、その3号幹線の排水路の上の上流にある下北橋で大体僕が観測したのは9時から10時ぐらいでしたけれど、その欄干がもう完全に橋桁の下まで乗り越えている感じでありました。

これは大変だなと、上からの通称隣町からの水が押し寄せて泥水が寄せてきました。

そして、そのうち、やっぱり昼から4時ぐらいにまた行ってみたんですけど、完全に4号橋のところで20cm以上、上がってるっていうような状況でありました。

そういうちょっと時間がずれて、うちの地区は水が増えてきます。

過去に僕の記憶ではもう昭和40年代に、そういう過去に、川でない笹原から水があふれてくるというような状況で、やはり、上流にありますペンケ、パンケの沼の水が、うちの地域に寄せてきた経験がありました。

そのように、今回も川でないところからも水が来るというような状況であります。

そういう、川はもう完全につながるところはもうあふれて、3号幹線という形に流れてきて、オーバーフローしておるような段階であります。

その下にありますオンネベツ川ですけれども、これが改修工事がなされてない。

町長も前にも言ったように、道河川っていう形で、なかなか手付けられませんかって言われる、検討ですけれども、やはり、こういう、今回もあったように、半日から1日遅れの水の降水量が増えるというような地区であります。ですから、うちの町で降った雨の量のまだ更に上流の雨をプラスしなかったら、うちの地域は観測できないっていうような状況であります。

そういう中でね、ある程度、牧草地はほとんど、ここに書いてきました、私の地域の草地だけでも500ヘクタールは完全に水つかってるなど。言わば線路から下はほとんど水、上流の方は今回の急激な雨である程度、沢のひくちでも平らなところでも小さな川があふれて草地に流れ込んでるっていうような状況であります。そういう中で、草地のこういう補償というか、実際の面積は町としてどのぐらい押さえていますか。

町 長 野々村 仁 君

オンネベツ川、また、サロベツ川については先ほどお話ししたとおり、状況判断において増水してきているのと、それから道路が冠水をしたということの情報は得ておりますけど、それ以降、その上昇率が上がっていなかったことの現状は把握しております。

そこは第1配備体制の中で取得をしていきますけれども、先ほど言ったとおり、いろんな形でその部分の対策本部は解散をしたということですが、それ以降も情報は収集してございます。

それぞれ、やっぱり上流地区が増える。天塩川も同じですね。こっち側が降ってなくても上川がどんどん増えると天塩川末端がどんどん、どんどん増水してくるのと同じような形で一日、二日後に最大値を迎えるというのは、もう目に見えていることですが、どうしても湿原ということ、サロベツ原生花園を持っていること、これが国立公園ということの中で、どうしても水はけの、水位を保っているかどうか分かりませんが、なかなか、河川の掘削、河床の掘削等には出てくれない、それでもオンネベツ川に関しては、一応、テンポロンさんの後ろから天塩川の河口までは、伐木をしていただいて除去していただいたと私らは報告を受けてます。ただ、そこから見延さんの所までがまだやっていないということでもございますから、今後、この水害に関して、やっぱり水の流れ、高さはともかく、水の流れをもう少しよくするのにはそういう立木をきちんと伐採をしながら、表面を流れるのにも流れやすくすること自体の必要性を意識に言っていくことと、やっぱり少しでも河床を下げてもらえることができれば、やはり、今回のこのような大きな水没、水深にはならなかったのかなという気はしていますので、今後とも北海道に要請活動を強めていきたいと思えます。

これも今回の農地防災事業をやるときに、皆さんから、あそこの水をどうやって抜くんだというお話から、あの当時からずっとお願いをして伐木をしてもらって要請をしてきたところでもあります。

ようやくとあそこまで来たけども、この先予算が付けられないということで、まだ来てなかったところ、今回のこういうことを鑑みながら、北海道に強く要請をして、一段とお願いをしていこうと、そのように考えております。

面積を教えてほしいという、今思い出しました。

1, 101.9ヘクタールが水没したということでもあります。

それは本町だけではなくて問寒別も含めてです。

6 番 無量谷 隆 君

全町で千超えてるんだろうなと思ってましたけども、やはり、うちの地区は特別今回の線状降水帯というか、集中豪雨に遭った地域であります。

そういう中において、上流にある町からの水っていう感じで増えたかなと。

幸い、この町長の報告にありますとおり、問寒別川、天塩川の水位の経過報告ありましたが、上流で降らなかったから天塩川は意外と今回抜けてったなと思ってます。

過去には天塩川からあふれてサロベツを逆流して、うちの地区の方まで水がつかるっていう状況でありましたが、今回は天塩川からのオーバーフローがなくて、スムーズに流れてったのかなって感じはするんですけども、やっぱり、この天塩川に入るためには、幌延だけの面積じゃなくて、隣町の面積、あるいはその隣ぐらいまでの面積が、これからの考えとして残すべきでないのかなという感じはします。そして、そういう中で、オンネベツ川の僕なりに水の流れを考えたら、オンネベツ川の改修工事として町長にお願いしたいのは、やっぱり、道あるいは開発に要請して、スムーズに水が流れるように、できれば白扇橋の下の方にバイパス工事ができれば、水がスムーズ抜けれるのかなと思います。

これも全部オンネベツ川もサロベツ川に合流していきますんで、サロベツ川があふれてるのに、こっちからのオンネベツ川の水がまた押し寄せるとなれば、どうしてもかち合います。そういう中で直接天塩川に流れるためには、またバイパス工事が必要でないのかなと考えてます。だから、国営草地って言ってますけども、町の管理であります草地の一番最短のルートとして、今天塩川に河川のところで水門工事がストップしてる部分があります。古川に架かる水門がありますけども、その古河に、このバイパス工事として抜けたら、まだまだ水が抜けるし下がるんでないのかなというふうに考えてます。その辺も町長に要請したいなと思ってます。

ある程度、この地域を、長年住んでる人がだんだん水が付くと離農していくっていう状況が続いてましたけども、そういう過去があつての地域であります。

やはり水に対しての恐怖っていうかトラウマっていうか、そういうのがありますんで、よろしくお願いします。

そして、今回、床上浸水した農家なんですけども、牛舎なり住宅なり床上まで付きました。そういう中で、詳細にそこを私なりに調べてきましたけども、堆肥盤の下は一応ボックスで、1m30の升ぞうが入ってます。その下には75のU字管っていうか、ちょっと開いたU字管があります。そういう形で流れて、だんだん先細りっていう感じで排水が設置されてました。

そして先に、一番ネックなのは、これは上はオーバーフローしますけど、一番肝心の抜けるところが国道下をくぐらなきゃならんっていう部分あります。

国道の管を僕なりに調べたら1m20の管でした。内径。それじゃ先細りもいいとこでないかなっていう実感でした。

できれば、去年、僕、雄信内の国道を見てたら、推進工で土管を入替えしてるっていうような状況が見られました。ですから、ある程度、推進工でもう1本土管を設置するような形で、国道のぶち抜きっていうか、それを町がお願いしたらどうなのかなっていう感じ、今後の対策としてそういう考えも持ってほしいなと思いますけど、町長いかがでしょう。

町 長 野々村 仁 君
参考にさせていただきます。

6 番 無量谷 隆 君
参考ですか。はい。

要請等こっち、そういう、今度は二度とないような形にしてもらいたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

そういう、隣の農家でもやはり、牛舎に水がつかったっていうような部分があります。

それは、その管を見たら、国道は130の管でした。

だから、多少ないと10cm違っただけでも水の流れが違ったのかなっていう感じはしますけども、それは、やはり同じ120の管が入っていれば、やっぱりそこも水につかったのかなという感じがします。

そういう形で、ちょっとの差で水害の対策っていう形であります。

ですから、ぜひ、それらを鑑みてお見舞いの方をよろしく願いいたします。

町 長 野々村 仁 君

先ほども1回お答えをさせていただいておりますけど、今整備がされていない条例等の部分では、早急にその辺を検討しながら、何かの形できちんとお見舞をしたいなと、そのように思っております。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、6番、無量谷隆君の質問を終わります。

以上で、通告を受けた一般質問は、すべて終了しました。

ここで、14時30分まで休憩します。

(14時17分 休 憩)

(14時30分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第6 認定第1号「令和6年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7 認定第2号「令和6年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第8 認定第3号「令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第9 認定第4号「令和6年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第10 認定第5号「令和6年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第11 認定第6号「令和6年度幌延町簡易水道事業会計決算の認定について」、日程第12 認定第7号「令和6年度幌延町下水道事業会計決算の認定について」の7件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの提案理由の説明を求めます

副町長 岩 川 実 樹 君

ただいま上程されました認定第1号から認定第7号までの令和6年度幌延町各会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度幌延町各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、8月4日から7日までの間の4日間で、監査委員の審査をいただいているところであり、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して決算の認定をお願いするものです。

各会計決算の概要につきましては、お手元にお配りの「令和6年度幌延町各会計決算説明資料」に沿って、説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

第1表は、各会計歳入歳出決算の総括表です。

一般会計から下水道事業会計までの7会計の決算総額は、歳入決算額77億4,365万円、歳出決算額75億459万2千円で、翌年度繰越財源額を控除した差引残高は1億5,209万9千円となりました。

2 ページを御覧ください。

第2表は、各会計決算総額の前年度比較で、表の一番下、網掛け部分の合計の欄、歳入決算額の増減合計は6億8,634万9千円で9.7%の増、歳出決算額の増減合計は6億1,819万円で9.0%の増となりました。これは、一般会計及び国保診療所会計における増や国保会計における減が主たるもので、一般会計では民生費や農林水産業費、公債費等の増に伴い繰入金や町債等が増加し、また、国保診療所会計では医療技術職員住宅整備事業やスプリンクラー整備事業等の実施により一般会計繰入金や他会計繰入金等が増加し、国保会計では保険給付費の減に伴い、普通交付金が減少したこと等が主な要因です。

3 ページを御覧ください。

第3表は、令和5年度から令和6年度へ繰越した繰越事業費決算額の内訳です。

繰越した事業は、一般会計では、社会保障・税番号制度システム整備事業、児童福祉施設冷房設備整備事業、問寒別地区草地畜産基盤整備事業の3事業で、一般会計3事業の繰越額は2,732万9千円、決算額は2,474万9千円です。

第4表は、令和6年度から令和7年度への繰越事業費繰越額の内訳です。

一般会計で、児童福祉施設冷房設備整備事業、出産・子育て応援事業、土木総務管理費、下水道事業会計補助金、幌延町民プール補修事業の5事業を令和7年度へ繰越しており、繰越額は、合計1億692万3千円です。

下水道事業会計では、3条仲通線管路改修工事1億709万6千円を繰越しております。

4 ページを御覧ください。

第5表は、各会計の地方債現在高を示しています。

令和6年度末の現在高合計は39億9,489万5千円で、前年度末より1億9,772万9千円増加しました。なお、令和6年度末現在高のうち、76.1%に当たる30億3,859万1千円は交付税算入されます。

4ページから5ページまでの第6表は、各会計の基金現在高です。

5ページ下から2段目の全会計の令和6年度末現在高は、前年度より2億2,143万7千円減少して、63億2,541万6千円となっています。

第7表は、北海道市町村備荒資金組合納付金現在高で、令和6年度末現在高は、前年度より4,150万5千円減少して、17億4,639万4千円となっています。

6ページを御覧ください。

第8表は、債務負担行為の負担状況です。

地方債と同じ性格をもつ後年度負担予定額は、一般会計で6,947万4千円、介護保険特別会計で91万1千円です。

7ページから17ページまでは、第6次幌延町総合計画の基本計画に沿って、主要な施策の基本的な考え方や成果について整理・記述しています。

18ページを御覧ください。

一般会計の決算についてです。

第9表は、一般会計歳入歳出決算額の推移です。

歳入決算額は、前年度比6.6%増の59億8,350万4千円となり、歳出決算額は、前年度比6.4%増の57億6,766万6千円となりました。歳入歳出差引は2億1,583万8千円で、翌年度へ繰り越すべき財源5,020万8千円を控除した額、1億6,563万円が実質収支額で、前年度比9.5%の減となりました。

19ページを御覧ください。

第10表は、一般会計歳入の款別決算額の状況です。

前年度と比べ大きく増加した款は、1款、町税で2億2,584万8千円、14款、国庫支出金で1,555万1千円、18款、繰入金で9,727万円、19款、繰越金で2,018万8千円、21款、町債で9,630万円です。

また、大きく減少した款は、10款、地方交付税で1億3,594万5千円です。

20ページを御覧ください。

町税収入の状況です。

第11表、第12表及び21ページの第13表は、年度別・税目別の町税決算額と徴収実績です。

令和6年度の税込総額は7億8,027万3千円で前年度比40.7%、2億2,584万8千円の増でした。

法人町民税や償却資産に係る固定資産税の増収が主な増加要因です。徴収率は、98.8%でした。

21ページの第14表を御覧ください。

地方交付税の決算額の推移です。

前年度と比べ普通交付税が6.3%減少し、特別交付税が0.7%増加して、総額で23億5,256万4千円でした。前年度比5.5%、1億3,594万5千円の減です。

平成13年度から制度化されている臨時財政対策債を含めると、総額で23億5,786万4千円、前年度比5.7%、1億4,294万5千円の減となりました。

22ページを御覧ください。

第15表は、ふるさと納税の状況です。

町では平成27年度から、ふるさと納税に該当する寄附金を、「ふるさと応援寄付金」として採納しており、令和6年度の寄付金件数は792件で前年度より67件増加しました。寄付金総額は1,167万2千円で、前年度比1.7%、19万5千円の増でした。

寄付金総額のうち557万5千円を返礼品経費等に充当し、残額の609万7千円を「ふるさと応援基金」に積み立てています。令和6年度末の基金現在高は前年度末より588万8千円減少し933万1千円です。

23ページを御覧ください。

第16表は、一般会計の歳入決算額についての財源構成です。

表下、網掛け欄の右隅、経常一般財源は30億2,376万5千円で、町税等の増額により前年度比3.3%増加しました。

24ページを御覧ください。

次に、一般会計の歳出の状況についてです。

第17表は、歳出款別決算額対前年度比較表で、第18表は歳出款別財源構成対前年度比較表です。款別の大きな増減事業を申し上げます。

2款、総務費では、自治体情報セキュリティ強化対策事業で2,904万円の増、地域運営実験拠点改修事業で2,183万円の増、基金管理事業で4億1,367万円の減です。

3款、民生費では、国保診療所会計繰出金で2億2,594万円の増、こざくら荘支援事業で9,329万円の増などです。

4款、衛生費では、斎場改修事業完了で2,952万円の減、簡易水道事業会計補助金1,133万円の増です。

6款、農林水産業費では、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業で8,378万円の増、幌延町農作物等収量減少緊急支援事業で4,558万円の増、農業機械整備事業で2,530万円の増、幌延町地図情報更新事業で1,857万円の増です。

7款、商工費では、商工観光振興支援活動事業で1,240万円の増です。

8款、土木費では、幌延北進線や3条伸通線など町道改良事業で273万円の減、橋梁長寿命化改修事業で5,113万円の減、建設機械整備事業完了により4,728万円の減、道路センター補修事業で3,845万円の増、下水道事業会計補助金で3,616万円の増です。

9款、消防費では、小型動力ポンプ付き積載車の更新により北留萌消防組合負担金2,993万円の増、防災備蓄庫整備事業で334万円の増です。

10款、教育費では、総合体育館自家用発電機等整備事業で1億1,346万円の減、

幌延町小中一貫校整備事業で7, 791万円の増、幌延中学校体育館補修事業で2, 347万円の増、教員住宅整備事業で2, 025万円の増です。

12款、公債費は、辺地対策事業債及び過疎対策事業債の償還元金増加により4, 883万円の増です。

25ページを御覧ください。

第19表及び第20表は、性質別経費の決算状況です。

消費的経費については、物件費や補助費の増加などにより、前年度比13.3%の増となり、投資的経費は国民健康保険診療所特別会計繰出金やこぞくら荘支援事業の増加などにより10.4%の増となりました。

26ページを御覧ください。

第21表は、経常収支比率の推移です。

下の網掛け、歳出合計欄を御覧ください。令和6年度の比率は82.9%で、町村で妥当と言われている70%を超えています。令和2年度の76.4%と比較しますと6.5ポイント増えていますが、これは維持補修費や補助費等の比率が増えたものの、公債費の比率が減ったことが主な要因です。

27ページを御覧ください。

第22表は、事業別の町債現在高です。

令和6年度末現在高は、前年度末現在高より1億8, 384万8千円増加して、35億8, 622万7千円となりました。

28ページを御覧ください。

第23表は、借入先別の町債現在高です。

第24表及び第25表は、投資的経費の推移等についてです。

投資的経費の大部分である普通建設事業費は、令和6年度は、こぞくら荘支援事業、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業、道路センター補修事業、幌延町小中一貫校整備事業等により13億7, 471万円となり、前年度比10.4%増加しました。また、歳出全体に占める普通建設事業費の割合は23.8%となり、前年度と比べ0.5ポイント増えました。

29ページを御覧ください。

第26表は、債務負担行為の負担状況の内訳です。

令和7年度以降、支出を予定している債務負担行為の総額は6, 947万4千円で、その内訳は、農業経営等に係る利子補給として583万4千円、新規就農者支援事業補助として1万6千円、標準準拠システム移行事業として1, 082万4千円、幌延テレビ中継局地上デジタル送信機更新事業として5, 280万円となっています。

30ページ・31ページを御覧ください。

第27表は、特別職を含む全会計の職員の人件費の状況です。

職員総数は86人で、人件費総額は7億3, 722万7千円です。

前年度と比較すると、職員数は一般会計では職員の退職等により7名の減、国保診療所会計では退職により1名減となり、全体の総数では8名の減となりました。

人件費は、職員数の減などによる給料の減少と職員手当の増加、また、退職手当組合負担金に係る事前納付金追加負担が生じたこと等から共済費が増加し、総額で1,062万9千円、1.5%の増となりました。

32ページを御覧ください。

第28表は、予備費の状況です。

令和6年度の支出で予備費を充当した事業は、財産管理費など10事業18件で、充当額合計は1,460万5千円でした。

33ページを御覧ください。

第29表は、社会保障財源化分の地方消費税交付金3,550万1千円が充てられた社会保障施策等に要する経費の状況です。

令和6年度は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の総額10億3,509万3千円のうち、社会福祉施策に1,880万5千円、社会保険施策に400万6千円、保健衛生施策に1,269万円が充てられました。

34ページからは、公営事業会計等の歳入歳出決算の総括及び概要です。

第30表は、国民健康保険特別会計の状況で、歳入決算額は3億1,546万8千円で、前年度比5.2%の減となり、歳出決算額は3億1,168万9千円で、前年度比6.1%の減となりました。

歳入のうち、保険税は6,201万2千円で前年度比1.3%の増です。道支出金は2億2,273万5千円で前年度比5.6%の減です。他会計繰入金は2,960万4千円で前年度より251万4千円、9.3%増加し、基金繰入金は0円で前年度より793万4千円減少しました。繰越金は101万円で前年度比76.3%の増です。

歳出のうち、保険給付費は、前年度比26.4%減の1億1,970万6千円となり、北海道へ納付する保険事業費納付金は前年度比4.0%減の8,828万9千円となりました。また、諸支出金のうち、国保診療所特別会計への繰出金は、歳入の特別交付金増加により2,696万8千円増の8,339万8千円です。

35ページを御覧ください。

令和6年度末の国保への加入状況は307世帯、485人で、前年同期と比べ、5世帯、9人減少しました。

一番下の表の受診率は107.0%と前年度より0.5ポイント増え、被保険者一人当たりの保険料現年度調定額12万9,084円に対し、一人当たりの療養諸費は24万6,816円で、前年度と比べ8万2,331円減少しました。また、医療費に占める保険税の割合は51.8%で前年度より14.1ポイント増えました。

36ページを御覧ください。

第31表、国民健康保険診療所特別会計の状況についてです。

歳入決算額は6億4,249万7千円、歳出決算額は6億4,209万7千円で、前年度と比べ歳入・歳出とも66%の大幅増となりました。

増加の主な要因は、医療技術職員住宅整備事業、スプリンクラー整備事業、診療情報システム整備事業及び公用車整備事業実施により、歳出事業費とそれに伴い一般会計繰入金

が増加したものです。

歳入のうち、一般会計繰入金は4億3,142万円で前年度より2億2,594万1千円、110%増加しました。これは、先ほど述べました投資的経費の増加に加え、入院料や外来診察料等の料金収入が1,365万6千円減少したことや、スプリンクラー整備事業実施等により道支出金が1,692万6千円増加したこと、診療情報システム整備事業実施等により国保会計からの繰入金が2,696万8千円増加したことが主な要因です。

下段の業務量に関する表になりますが、歳出総額に占める料金収入等の割合は19.9%で、前年度と比べ12.4ポイント減少しました。

1日平均の入院患者数は2.8人で、前年度より0.2人増加し、1日平均の外来患者数は50.7人で、前年度より2.0人減少しました。

37ページを御覧ください。

第32表、後期高齢者医療特別会計の状況についてです。

歳入決算額は5,229万2千円で、前年度比0.4%増加しました。うち、保険料が1,958万円、繰入金は3,247万5千円で、前年度より11万1千円、0.3%減少しました。

歳出決算額は5,229万2千円で、うち、総務費が622万4千円、広域連合納付金が4,606万8千円です。年度末の被保険者数は、338人で、前年度末と比較して13人の減少でした。

38ページを御覧ください。

第33表、介護保険特別会計の状況についてです。

先に、保険事業勘定です。

歳入決算額は2億4,098万4千円で、前年度比7.3%の増となりました。うち、保険料は4,217万円で、前年度比7.9%の増、一般会計からの繰入金は5,318万1千円で前年度並みでした。

歳出決算額は2億2,198万8千円で、前年度比5.7%の増となり、うち、保険給付費は、前年度比14.5%増の1億6,844万3千円となりました。

次に、介護サービス事業勘定です。

歳入決算額及び歳出決算額は同額で972万1千円、前年度比21.6%の増となりました。歳入のうち、一般会計繰入金は466万2千円で、前年度より219万7千円、89.1%増加しました。

39ページを御覧ください。

年度末の第1号被保険者加入者数は636人で、前年度末と比較して13人の減少でした。ケアプランの作成件数は、居宅介護及び介護予防を合わせて468件で、前年度と比較し37件の減少でした。

40ページを御覧ください。

第34表、簡易水道事業会計の状況についてです。

先に、収益的収支です。

収入決算額は5,452万4千円で、前年度比3.2%の増となりました。

営業収益のうち、給水収益は4,459万3千円で0.2%の増です。支出決算額は5,887万4千円で、前年度比6.3%の減となり、

収益的収支の差引はマイナス435万円で、前年度より565万9千円増加しました。

次に、資本的収支についてです。

収入決算額は9,409万2千円です。うち、一般会計繰入金は4,039万円で、前年度より1,127万1千円増加しました。

支出決算額は1億67万3千円で、配水管布設工事のほか、問寒別浄水場・導水管調査設計委託業務の実施により、前年度比63.8%の増となりました。資本的収支の差引は、マイナス658万1千円です。

会計全体では1,093万1千円の赤字で、前年度比21.8%の減です。このうち5千円は基金に積み立てており、収支合計は1,093万6千円の赤字、前年度比21.8%の減となりました。

41ページを御覧ください。

令和6年度末の地方債現在高は、前年度末より3,079万4千円増えて1億30万4千円です。

施設の利用状況を表す有収率は84.12%で、前年度より4.44ポイント増えました。給水戸数は全体で243戸減り1万2,083戸です。

42ページを御覧ください。

第35表、下水道事業会計の状況についてです。

先に、収益的収支です。

収入決算額は1億9,828万5千円で、前年度比25.7%の増です。

営業収益のうち、下水処理収益は3,491万6千円で1.1%の減でした。

営業外収益のうち、一般会計繰入金は9千万円で、前年度より2,527万5千円、39.0%増加しました。

支出決算額は2億1,189万7千円で、前年度比17.4%の増となり、収益的収支の差引はマイナス1,361万2千円で、前年度より906万円増加しました。

次に、資本的収支です。

収入決算額は1億5,228万2千円で、前年度比12.3%の減、支出決算額は1億2,769万円で26.5%の減です。

収入のうち、一般会計繰入金は9,806万9千円で、前年度より1,088万4千円、12.5%増加しました。

支出のうち、建設改良費は下水道管路改修工事のほか、下水道管理センター外壁等補修工事の完了など7,797万6千円で、前年度比38.5%の減となりました。

資本的収支の差引は2,459万2千円で、会計全体での収支合計は1,098万円の黒字です。

43ページを御覧ください。

令和6年度末の地方債現在高は3億836万3千円です。

施設の利用状況では、年間総処理量が17万413立方メートルで前年度比4.0%の

増、年度末の接続戸数は前年度と同数の 9 3 6 戸、水洗化率は 9 9 . 1 2 %、合併処理浄化槽設置基数は 1 4 6 基となっています。

4 4 ページから 4 6 ページまでは、普通会計での決算の状況を示しています。

4 6 ページの第 3 8 表は、普通会計での財政指数の状況です。

経常収支比率は 8 2 . 8 %で、前年度より 5 . 5 ポイント増え、財政力指数は 2 3 . 8 %で、前年度より 2 . 3 ポイント増え、実質公債費比率は 4 . 5 %で、前年度より 0 . 2 ポイント増えました。

4 7 ページ以降につきましては、令和 6 年度の主な事業の概要とその成果及び課題を整理しています。

以上、令和 6 年度幌延町一般会計及び各会計決算の概要を申し上げまして、認定第 1 号から第 7 号までの提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する「令和 6 年度 幌延町各会計決算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、議員全員をもって構成する「令和 6 年度 幌延町各会計決算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

第 1 回特別委員会は、委員会条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。なお、委員会条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、臨時委員長は年長の議員が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、暫時休憩します。

(1 5 時 0 2 分 休 憩)

(1 5 時 0 7 分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第 1 3 報告第 1 号「令和 6 年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について」及び、日程第 1 4 報告第 2 号「令和 6 年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について」の 2 件は関連がありますので、会議規則第 3 7 条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第 1 号及び報告第 2 号を一括議題といたします。

報告第 1 号及び報告第 2 号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

ただいま、一括議題となりました報告第1号、令和6年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について及び報告第2号、令和6年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告についての提案理由の説明を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会に報告するものです。

報告第1号の財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称で、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標です。

令和6年度決算に基づく実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を表したものですが、実質赤字額が発生していませんので、該当ありません。

連結実質赤字比率は、町の全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を表したものです。これも実質赤字額が発生していませんので、該当ありません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等で負担する地方債の元利償還金等が標準財政規模を基本とした額に占める割合の3か年平均で、令和4年度から令和6年度までの平均が4.5%になり、前年度と比較すると0.2%上昇していますが、この要因は償還金の増加によるものになります。

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高、債務負担行為の支出予定額、退職手当に係る負担見込額、一部事務組合の地方債償還に係る負担見込額など、一般会計等で将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模を基本とした額に占める割合を表したものです。将来負担すべき負債が発生していませんので、該当ありません。

4つの指標の下段にある括弧書きの数値は、早期健全化基準で、基準以上の数値になると財政健全化計画の策定が義務付けられますが、本町の数値は基準を下回っていることから財政健全化計画の策定対象にはなりません。

次に、報告第2号の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの資金不足が事業規模に占める割合を表したもので、経営状態の悪化度合いを示す指標になります。

本町では、簡易水道と下水道の2つの事業会計が対象になります。

令和6年度の資金不足比率につきましては、2つの会計ともに資金不足額が発生していませんので、該当ありません。

資金不足比率の下段にある括弧書きの数値は、経営健全化基準で基準以上の数値になると経営健全化計画の策定が義務付けられますが、本町の数値は基準を下回っていることから、経営健全化計画の策定対象にはなりません。

健全化判断比率と資金不足比率は、基準を下回り、健全な財政状態が保たれていますが、今後も健全な財政運営に努めるとともに、町広報誌やホームページなどで町民の皆さんに町の財政状況や健全化判断比率等の指標を公表いたします。

以上、報告第1号及び報告第2号についての提案理由の説明といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号及び報告第2号は、報告済みといたします。

ここで、暫時休憩します。

(15時11分 休 憩)

(伊藤教育長退席)

(15時12分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第15 同意第1号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第1号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

伊藤教育長につきましては、前任者の残任期間に当たる令和7年9月30日をもって任期満了となることから、再度、伊藤一男氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

伊藤氏の住所は幌延町栄町6番地111。

生年月日は昭和40年12月8日で、満59歳です。

任期は令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3か年です。

伊藤氏につきましては、酪農学園大学を卒業後、昭和63年4月に幌延町に奉職し、地方自治の振興に寄与され、教育次長を務めるなど、教育行政に精通されており、現在、その知識や経験を生かし、本年4月から教育長としてその職責を担っております。

今、本町の教育行政は、幌延中学校区、小中一貫校の建設に向け、幅広い見地から教育環境の整備に取り組んでいく必要がある重要な時期にあります。

今後、ますます多様化する教育行政に、その卓越した行政手腕を遺憾なく発揮していただけるものと確信しておりますので、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第1号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

ここで、暫時休憩します。

(1 5 時 1 4 分 休 憩)

(伊藤教育長着席)

(1 5 時 1 5 分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第 1 6 同意第 2 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第 2 号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第 2 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

澤谷委員につきましては、平成 2 2 年 1 月から教育委員として御尽力いただいているところであり、令和 7 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となることから、再度、澤谷敦美氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

澤谷氏の住所は、幌延町栄町 6 番地 2 2。

生年月日は昭和 3 8 年 1 月 2 9 日生まれで、満 6 2 歳です。

任期は令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日までの 4 年間です。

澤谷氏につきましては、平成 1 2 年 4 月からスポーツ推進委員として社会教育や社会体育の振興に御尽力いただいているところであり、地域からの信望も厚く、教育行政に対しまして見識ある方であります。

これまで蓄積された識見や経験を基に、また、女性の視点から幌延町の教育の発展に御尽力いただけるものと存じておりますので、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第 2 号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第 1 7 議案第 1 号「幌延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第 1 号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第 1 号「幌延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の条例改正は、上幌延開進地区及び間寒別地区農業用水道の簡易水道移行に当たり、本条例別表第 1 に定める水道使用料算定における用途区分に新たに農業用を追加しようとするものであります。

それでは、別にお配りしております新旧対照表を御覧ください。

本表につきましては、一月単位での水道使用料の算定基準について定めおり、新たに追加しようとする農業用につきましては、農業水道から簡易水道移行後の維持管理経費や利用水量等の現状を踏まえ設定したものでございます。

農業用水道使用料の算定基準でございますが、基本水量を 20 m³までとし、その基本使用料は 4,500 円、超過使用料につきましては、使用水量に応じ 3 段階の設定とし、21 m³から 50 m³までは 1 m³当たり 160 円、51 m³から 150 m³までは 1 m³当たり 150 円、151 m³以上は 1 m³当たり 140 円で算定することを定めております。

なお、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、議案第 1 号「幌延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 1 号は、討論を省略し原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第 18 議案第 2 号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、日程第 19 議案第 3 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、日程第 20 議案第 4 号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」の 3 件は、関連がありますので、会議規則第 37 条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号から議案第 4 号までの 3 件は、一括議題といたします。

議案第 2 号から議案第 4 号までの提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

ただいま一括議題となりました議案第 2 号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、議案第 3 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」及び議案第 4 号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

本町が加入しています北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合の構成団体のうち、1 団体が解散し、脱退したことに伴い、各組合規約を変更する必要が生じました。

この規約変更にあたっては、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により各組合加入している地方公共団体の協議が必要となることから、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

今回、脱退する構成団体は、江差町・上ノ国町学校給食組合で、給食センターの改築整備に伴う管理運営方法の見直し等により、一部事務組合を解散し、各組合を脱退することとなったものです。

それぞれの附則につきましては、許可のあった日から施行する規定となっております。

以上、議案第 2 号から議案第 4 号についての提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 2 号から議案第 4 号までの 3 件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程 2 1 議案第 5 号「宗谷公平委員会の共同設置に関する規約の変更について」の件を議題とします。

議案第 5 号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

ただいま議題となりました議案第 5 号「宗谷公平委員会の共同設置に関する規約の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

宗谷公平委員会の執務場所はその規約により稚内市役所内に置くこととされていますが、この度、稚内市役所庁舎の移転により、執務場所の住所が稚内市中央 3 丁目 1 3 番 1 5 号から稚内市中央 3 丁目 2 番 1 号に変更となることから、規約を変更するための協議について、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項の規定により議決をお願いするものです。

なお、附則で、規約の施行日は稚内市役所の庁舎移転日である令和 7 年 1 0 月 1 4 日となっております。

以上、議案第5号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第6号「令和7年度 幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂 敦 君

議案第6号「令和7年度 幌延町一般会計補正予算 第2号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、幌延町商工業等振興促進事業の対象件数増加に伴う増、労務費等の見直しに伴う道路維持管理費の増、緊急情報の伝達手段構築のための屋外放送設備改修事業や先月の大雨による被災箇所復旧事業の新規計上など、緊急な課題に対応するための予算を計上しています。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億5,290万7千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を69億3,345万5千円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2 ページをお開きください。

始めに歳入ですが、10款、地方交付税1,211万5千円の増、14款、国庫支出金858万6千円の増、18款、繰入金2,200万円の増、19款、繰越金7,729万7千円の増、21款、町債3,250万円の増などで、歳入合計1億5,290万7千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款、総務費411万6千円の増、3款、民生費3,059万1千円の増、7款、商工費1,762万3千円の増、8款、土木費4,164万円の増、9款、消防費828万1千円の増、10款、教育費393万9千円の増、11款、災害復旧費4,505万円の増などで、歳出合計1億5,290万7千円の増額補正です。

第2条、地方債の補正ですが、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正については、医療機器の追加、防災に関する事業及び災害復旧事業の新たな計上によるものなどで、既定の地方債限度額の合計12億8,400万円を13億1,650万円に補正するものです。地方債の限度額を補正するものは、医療機器等整

備事業５００万円を５３０万円に、スクールバス整備事業１，１１０万円を１，０９０万円に、また、新規事業として、全国瞬時警報システム更改事業４５０万円、屋外放送設備改修事業３５０万円、林道 単独災害復旧事業２７０万円、町道単独災害復旧事業２，１７０万円を追加しようとするものです。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

初めに歳出ですが、２２ページをお開きください。

３款１項１目、社会福祉総務費の国民健康保険診療所特別会計繰出金では、診療所における看護師不足を解消するための看護師派遣業務や医師派遣業務などへの繰出分として１，３８１万３千円の増、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業では、給付金対象世帯の精査により、事業費全体で３６３万６千円の増です。

２４ページをお開きください。

３款１項３目、老人福祉費の後期高齢者医療費では、子ども・子育て支援事業に対応するためのシステム改修経費への繰出分として４５９万４千円の増です。同じく４目、障害者福祉費の障害者福祉管理費では、過年度分障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金５５０万９千円の増です。

２６ページをお開きください。

７款１項１目、商工振興費の幌延町商工業等振興促進事業では、今後、当初想定以上の申請件数が見込まれることから１，６４７万１千円の増です。

２８ページをお開きください。

８款２項１目、道路維持費の道路維持管理費では、労務費等の見直しに伴う除雪業務や道路維持管理業務の増などにより、事業費全体で２，８２３万３千円の増です。８款４項２目、住宅建設費の公営住宅長寿命化改修事業では、来年度施行予定の公営住宅等改修工事に関する設計業務の新規計上により、６３３万４千円の増です。

３０ページをお開きください。

９款１項２目、防災費の全国瞬時警報システム更改事業では、Ｊアラート受信機の更新に伴い、事業費全体で４５２万円の新規計上、また、同じく屋外放送設備改修事業では、既存の屋外放送設備を活用した緊急放送を可能とするための改修業務として、事業費全体で３７６万１千円の新規計上です。

３２ページをお開きください。

１１款１項２目、林業施設災害復旧費の林道災害復旧事業では、先月１７日及び２０日の大雨による林道被災箇所に対応するため、事業費全体で４３０万円の新規計上、また、１１款２項１目、道路橋梁災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業では、大雨による町道等の被災箇所に対応するため事業費全体で４，０７５万円の増です。

次に歳入ですが、１６ページをお開きください。

１０款１項１目、地方交付税では、収支不足の財源として、普通交付税１，２１１万５千円の増です。普通交付税は、令和７年度分の交付決定額が２１億５，３０６万６千円であることから、現行予算額と今回の補正財源を除きますと１億９，０９５万１千円が今後の補正に備えた留保財源になります。１４款２項、国庫補助金では、国からの交付金や支

援事業の確定に伴い、全体で844万1千円の増です。18款、繰入金では、商工業等振興促進事業の財源として、ふるさと創生基金繰入金1,600万円の増、また、次ページになりますが、公営住宅長寿命化改修事業の財源として600万円の増です。

同じく18ページの19款、繰越金では、令和6年度決算における令和7年度への繰越額から繰越明許費分を除いた純繰越金1億6,615万円と現行予算との差額7,729万7千円の増です。21款、町債につきましては、第2条、地方債の補正で説明していますので省略いたします。

以上、議案第6号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

7 番 齋賀弘孝君

21ページの街路灯管理費の修繕料なんですけども、幌延町では令和3年度をもってLED化の事業が終わったと思いますが、今こういうふうに修繕していくのは、これ何年度に交換したものが壊れていくということで、ここに98万3千円計上しているのかをお伺いします。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

齋賀議員の御質問にお答えいたします。

今回修繕料として計上しております98万3千円につきましては、街路灯5か所分の修繕費でありまして、こちら5か所とも令和3年度に設置した街路灯となっております。以上です。

7 番 齋賀弘孝君

令和3年度は最終年度で、幌延市街地区で26台、市外地区外で17台を更新しますよということで、合計54台上がってたんですね。

今、令和3年度修繕したら、今後また、その以前にあった令和2年、31年度っていう経費は今後見込まれていくんですか、また。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

今回5か所、一遍に同じような年度のものが破損、修繕必要になったということで、面倒見てもらっている電気屋さんにも確認したんですけども、令和3年度に取付けた街路灯のうち、割と明るいものとか大きいものが中心に施工されていたんですけども、街路灯のライトが照らす範囲が広がっているタイプの機械でありまして、街路灯の中で熱がこもってしまった可能性があるということだったんですね。ですので、今回はひとまず悪い5か所プラス、こういうことがまたあるかもしれないということで、予備も含めて6本分の予算を計上させていただいてるんですけども、これから暑さが原因ということで

あれば、暑さのピークは過ぎたのかなということで、今年度は大丈夫なのかなと思うんですけども、来年度以降、また同様のことが起こるのかというのは、ちょっと今後内部でまた、どうしていくかっていうのは考えなきゃいけないかなと思ってます。

平成31年度とか、古いものは28年度ぐらいからあるんですけども、基本的にはそんなに壊れたっていうものはなくて、ちょこちょこ切れてるよってというのが連絡いただいて、確認すると少し水が入って壊れてしまったのかなとか、同時多発みたいな故障はなかったんで、今回の5件というのはちょっと特別なかなと思ってんですけども、一旦そのような状況となっております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

31ページになります。

学校教育費で三つ修繕料が上がってるんですけど、これ具体的にどういったことで修正するのか、三つの部門で教えてください。

教育次長 古 草 勝 君

お答えいたします。

まず、小学校費の修繕でございますけども、こちらにつきましては特別支援の必要な児童に対する仮設シャワーの設置の修繕料になっております。

次に、続きまして社会体育振興事業ですけども、社会体育振興管理費の63万9千円につきましては、町民プールの屋内の非常用の避難誘導灯の交換、それから、総合スポーツ公園の浄化槽に付けておりますブロワーの交換の分で63万9千円の計上でございます。

最後に、体育館管理費の修繕料につきましては、こちらにも総合体育館の誘導灯が27台、予備的な予防的な交換も含めて27台の更新ということで175万5千円を計上しております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに歳出ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

19ページの町道単独災害復旧事業、今回の大雨の復旧事業だと思うんですけど、場所と工期をできれば教えてほしいです。

総務企画課長補佐 渡 邊 智 民 君。

この町道単独災害復旧事業というのは、これ町債ですので、歳出の方で災害復旧費に予算計上しているんですけども、そちらの財源として借りる町債の予算計上なんですね。ですので、これでどこの分かということではなくて、歳出で予算を見ている災害復旧に係る工事の財源として予算計上しているのが2,170万円ということになります。

議 長 西 澤 裕 之 君

ちょっと休憩をします。

(1 5 時 4 1 分 休 憩)

(1 5 時 4 2 分 開 議)

休憩を解きます。

ほかに歳入ございますか。

(「ありません」 の声あり)

これにて歳入一括の質疑を終わります。

これより総括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

先ほどの質問に戻ります。

場所と工期を分かれば教えてほしいです。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

歳出の予算計上といたしましては、33ページの方を見ていただければと思います。

こちらの公共土木施設災害復旧事業の12節、委託料の中の道路災害復旧測量設計業務という部分が、先ほどの地方債を充てる事業となっております。

復旧を予定する箇所については、幌延1号線、また、河川氾濫ありましたパンケウブシ川、こちらの測量調査を行うということで1,300万円の予算計上。

また、幌延北進線でございますけれども、土砂の堆積場があります、北進の奥でございますけれども、その法面が崩れておりますので、その災害復旧をするための調査、こちら測量調査になりますけれども、こちらに200万円ということで、計1,500万円の予算を計上しております。

調査の工期というか、こちらは測量の業務期間となりますけれども、詳細は予算頂いてからの発注となりますけれども、雪が降るまでには何とか、来年度の災害復旧に向けての調査となりますので、今年度、終えるような形で期間の方は設定した上で発注をかけたいというふうに考えております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

今の課長の答弁だと設計費の計上だと。

工事で不便かけたのは来年度っちゃうことで、理解でいいんですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

来年度、復旧を予定する部分が幌延北進線です。

幌延1号線とパンケウブシ川については失礼いたしました。今年中の復旧を見越しての測量調査業務でございます。訂正させてください。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

総括ということで災害復旧なんですけど、今、調査するんですけど、原形復旧なんですか、それとも改良復旧を目指してるんですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、災害の復旧については、基本、原状復旧ではあるんですけども、まずは応急、

今、損傷した部分を早く直すということで応急対応の中での改修となります。そちらが基本線で考えておりますが、幌延1号線とパンケウブシ川については、それプラスアルファの対応ということで、一般質問の中でもありましたけれども、原状復旧以上の施工というようなことで、今正に調査、現地、した上で測量して、原状回復と言いながらもそれ以上の復旧をするということで考えております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

幌延町ではいつ災害復旧の申請をして、復旧をしたならば、その査定はいつ予定されて、補助等の災害事業費ってというのはいつ頃幌延町に下りてくるのが分かるのか、お知らせ願いたいと思います。

それと、一般質問でもあったんですけど、今はまだ現状を把握してない。農村地区ですね。今後、まだ調査していったら、公共の道路でも農村地区でもいろいろ出てくると思うんです。そういう災害復旧は今後どのように展開していくのかをお伺いしたいと思います。

最後にもう一つは、先ほど教育委員会に修繕費聞きましたところ、6月の定例会で、ネット回線でネットワーク・アセスメントをしたいんだけど、教育長はやりたい、だけど教育次長は予算化もしてないからまだ分からないという話でした。結局ネットワーク・アセスメントはやったんですか。

補助事業、補正を組んででもやりたいということだったんですけども、今回も組んでいない。

修繕費ネットワーク・アセスメントだと思って聞いたんですよ。お尋ねします。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

産業建設課所管の質問に対してお答えいたします。

まず、災害復旧に関しましては、公共災害の方法、こちらについては費用が国ないし道から出るというところなんですけれども、やはり、原状復旧っていう縛りが基本的にはありまして、なかなか、それ以上の復旧を見込んだ場合、どれほど公共災害の認定を受けるかがちょっと難しい状況ということが分かりましたので、単独の災害で、いち早く直していくっていうのは選択をさせていただいております。

また、農村地区でございますけれども、今後の道路復旧、道路災害の確認ということでいきますと、道路維持の業務を秋まで発注しておりますけれども、道路のパトロールを行っております。ですので、その中で取付け道路であったり事後に災害、取付け道路の陥没等が起こっている部分を把握しておりますので、随時直していく、また、応急対応するっていうようなことで、現状、随時、箇所は把握しながら、どういった順番で直していくかということも含めて対応の方をしている状況でございます。

申請という点ではしておりませんで、しておらないというか、まず起こった際に、北海道を通じて国交省に報告をしております。その中で公共災害を行う場合はこうですよということで、ウェブで現況説明等々して下打合せをしたんですけども、先ほど言ったような状況があったので、今回のうちの被災箇所については単独で補修の方がより早期対応できるというふうな判断をさせていただいております。以上です。

教育次長 古 草 勝 君

ただいまの質問にお答えいたします。

通信状況のアセスメントにつきましては、現在、幌延中学校へ小学生がまず仮移転いたします。その段階で通信の状況を見極めた上で今後検討していこうと考えておりますので、現在予算を付けてアセスメントをするというところには至っておりません。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで16時5分まで休憩します。

(15時52分 休 憩)

(16時05分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第23 議案第7号「令和7年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務長 村 上 貴 紀 君

議案第7号「令和7年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、採用募集中の看護師の採用期間などの人件費精査及び派遣看護師の派遣期間延長経費、出張医師派遣に伴う関連経費、医療検査機器の更新等について、歳出予算を調整するものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,421万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億117万1千円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

20ページをお開きください。

初めに歳出ですが、1款1項1目、診療所費は、既定の予算額3億5,138万8千円に947万2千円を追加し、3億6,086万円としており、補正の内訳は、診療所人件費では、年度当初で採用募集していた看護師5名のうち、6月1日付で1名採用となりま

したが、いまだ4名が採用に至っておらず、数件の問合せはあるものの、採用の見込みは立っていないことから、年度末までの未採用期間を見込み、2節、給料で584万9千円、3節、職員手当で114万2千円、4節、共済費で164万2千円の減額です。

診療所業務費では、看護師派遣業務につきまして、当初予算で5名、半年分の派遣委託料を見込んでおりましたが、看護師の欠員が続いておりますので、年度末まで3、4名の派遣対応を見込み、看護師派遣業務委託料として1,750万9千円の増額です。

診療所管理費では、平成30年度に建設した医療技術者住宅の外壁に設置されているタラップが昨年度の積雪の影響により破損していることから、新しいタラップに交換するため、修繕料29万7千円の増額です。

医療機器等整備事業では、インフルエンザ及びコロナウイルスの感染の有無を判断する遺伝子検査システム機器について、メーカー推奨の継続使用期限である3年を超えていることから、検査結果の正確性を保障するための更新として、医療機器器具費29万2千円の増額です。

次に1款1項2目、医師業務強化費は、既定の予算額3,257万1千円に474万円を追加し、3,731万1千円としており、補正の内訳は、診療所長の出張や休暇取得時の医師派遣について、この度、僻地応援診療医師の位置付けで派遣可能な医療機関と出向契約の締結に至ったことから、委託料で474万円の新規計上です。

なお、この度締結いたしました出向契約による医師派遣は、診療所長不在時の全てを対応するものではなく、これまで同様、民間事業所などからのスポット診療医師の紹介も活用する必要があり、出張医師派遣回数が当初予定を上回る見込みであることから、医師業務強化費全体で同額の474万円の増額となります。

次に歳入ですが、18ページをお開きください。

3款1項1目、一般会計繰入金では、この度の補正による調整として1,381万3千円の増額です。

次に4款1項1目、繰越金では、令和6年度の繰越金が確定したことに伴い39万9千円の増額です。

以上、議案第7号「令和7年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

医師派遣業務のことで伺いますけど、先ほども答弁にあったんですけど、担当医ちゅうか専門職ちゅうか、どのような先生が出張医で来てくれるんですか。

国保診療所事務長 村 上 貴 紀 君

ただいまの質問にお答えいたします。

この度、僻地応援診療医師としての出向協定を結ばせていただきました医療機関の今現在の派遣可能医師ということでご指定いただいているドクターの診療科目については、循環器内科ということになっております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

すいません。

これ、同じ質問なんですけども、この委託料、これは何年分なんですか。何か月分なんですか。

それで、委託の内容については、それ全て、交通費とかもそういうのを含めて全部委託料という形になってるんですか。

国保診療所事務長 村 上 貴 紀 君

ただいまの質問にお答えいたします。

この度の補正の額につきましては、9月から3月までの経費としての委託料の積算で計上をさせていただいております。また、委託の経費の積算につきましては、出張に係る交通費も含めた中での委託料という形でなっております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第8号「令和7年度 幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 伊 藤 崇 君

議案第8号「令和7年度 幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、後期高齢者医療システムの標準化対応時期の延期に伴うシステム使用料の増額と、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の対応に係る後期高齢者医療システム改修費の新規計上によるものです。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の予算総額に459万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,170万9千円にしようとするものです。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書によりその概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。

初めに歳出ですが、1款1項1目、一般管理費では、10月から標準化を予定していた後期高齢者医療システムについて、対応時期が2か月延期されたことに伴い、13節、使用料で34万3千円の増額です。

1款1項1目、子供子育て支援事業では、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、令和8年度に創設される子供子育て支援金制度の対応として、後期高齢者医療システムを改修するため、12節、委託料で425万1千円の新規計上です。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

2款1項1目、事務費繰入金では、この度の補正に伴う財源として459万4千円の増額です。

以上、議案第8号「令和7年度 幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

3番 深澤博幸君

今の説明でちょっと理解しにくかったんで、もう一度お尋ねします。

実際この子ども・子育て支援事業っちゅうのは、どういう事業なのかと委託先はどういう方に委託するのか。

住民生活課長 伊藤 崇 君

お答えします。

この子ども・子育て支援制度っていうのは、今回、後期高齢者医療の方で予算をシステム改修ということで上げさせてもらったんですけど、法律の中身としては子ども・子育て支援金制度は社会連帯の理念を基盤に子供や子育ての世帯を全世代、全経済主体が支える新しい分かち合いの何か連帯の仕組みっていうことになっておりまして、今回、後期高齢者医療の方はシステムを改修して、保険料の方を仕組みが変わって子ども・子育ての区分が増えるので、改修を7年度中にするということで国の方から通知がありましたので、今回見させてもらったということで、業者については、うちの方の基幹系のシステムをお願いしているH I Dさんでやろうと思って今考えております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

私も後期高齢者に今年から該当されて徴収されたんですけど、何か後期高齢者って言いながら子ども・子育て支援って何かイコールじゃないような気がするんだけど、年寄りが子供の面倒見てどうすんですかってなるんだけど、国の方針だということで、理解しなかったらどうもならんのかと思うけど、その辺の回答ちゅうか。

住民生活課長 伊 藤 崇 君

取りあえずこの制度自体は法律で決まってるので、変な話、後期医療に関わらず、国保とかでもこの区分が増えるということで、来年、8年4月から変わるという予定とか決定ということになっております。

3 番 深 澤 博 幸 君

先ほどの答弁で10月から延期だったっていうお話されたんですけど、次年度は4月1日から事業が始まるっちゅうことで理解していいですか。

住民生活課長 伊 藤 崇 君

そのとおり改修自体が当初10月ぐらいでやる予定だったんですけど、12月になったということで、制度自体は8年4月からということで決まっております。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第9号「令和7年度 幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島 田 幸 司 君

議案第9号「令和7年度 幌延町介護保険特別会計補正予算第1号」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、保険事業勘定で、過年度分の介護給付費等に係る国庫負担金等の精算によるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に1,572万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,110万3千円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定が2億8,191万8千円となり、介護サービス事業勘定については、現行予算どおりの918万5千円です。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。

保険事業勘定の歳出ですが、5款1項2目、償還金は、令和6年度の介護給付費や地域支援事業における国や北海道の負担金、補助金に超過交付があったことから、これを返還するため1,567万7千円の増額補正です。

次に歳入であります。6ページをお開きください。

7款、繰越金は、過年度分の介護給付費等に係る国庫負担金等の超過交付返還金の補正分1,567万7千円の増額補正です。なお、前年度繰越金は1,899万6千円を見込んでおり、この度の補正後の繰越金の予算額1,670万1千円との差引229万5千円については、今後の補正財源として留保しております。

以上、議案第9号「令和7年度 幌延町介護保険特別会計補正予算第1号」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出、一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日の議事日程は、すべて終了しました。

これにて、散会します。

なお、明日は午前10時より会議を開きます。

本日は、大変御苦勞様でした。

(16時24分 散 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 2番 佐藤忠志

署名議員 3番 深澤博幸

以上、記録する。

事務局長 岡田英樹